

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故 10年を取り組み



震災遺構「浪江町立請戸小学校」 写真提供：浪江町教育委員会

令和3年11月



福島県社会保険労務士会

震災遺構：浪江町立請戸小学校（浪江町）写真提供：浪江町教育委員会

震災遺構「浪江町立請戸小学校」の説明は巻末に掲載



（請戸小学校東側より撮影）

←遠方に見える小高い
場所が請戸小学校の
児童が避難した「大
平山」
大平山の向こう側に
国道 6 号線

海岸から 300mに位置
する請戸小学校
右手：体育館
左手：展示室等管理棟

↓写真手前方向が海



請戸小学校の中の様子

発刊にあたって

未曾有の被害をもたらした東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から 10 年の歳月がたちました。この間徐々に避難区域は帰還が始まり、寸断された常磐線は震災前のように再び開通し、復興道路でもある念願の東北中央自動車道も開通しました。

しかし、いまだ 3 万人近い県民の方々が全国に避難を続け、さらに国道 6 号線沿線は 10 年前のままの時間が止まった光景を目の当たりにします。

福島県社会保険労務士会では、この 10 年間様々な復興支援活動をしてまいりました。この記録集はその活動を全国の社会保険労務士の会員に伝えるとともに福島県社会保険労務士会の会員へ決して忘れてはならない後世に伝えるべき記録として発刊するものです。

そしてこの記録集の発刊は、大震災の記憶はもちろん原発事故の記憶を風化させないための記録でもあります。

福島県の真の復興はまだ道半ばです。新型コロナウイルスのパンデミックのような大災害はこれからも頻繁に起こり得ます。この記録集が福島県社会保険労務士会の未来を担う会員への道標になれば幸甚です。

2021 年(令和 3 年)11 月
福島県社会保険労務士会
会長 宮戸 宏行

目 次

発刊にあたって

福島県社会保険労務士会 会長 宮戸 宏行

I 後世に伝えるべき記録（会員の投稿）

平成 23 年度当時の会長	鈴木健夫（福島支部）	1	
平成 23 年度当時の支部長	福島支部	佐藤勝之（福島支部）	4
	郡山支部	菅野 隆（郡山支部）	5
	会津支部	富田力也（会津支部）	6
	いわき支部	箱崎 忠（いわき支部）	7
	相馬支部	蓬田信一（相馬支部）	8
	白河支部	武田昌之（郡山支部）	9
被災会員	篠木健一（いわき支部）	11	
	荒明 健（相馬支部）	12	
	後藤烈史（会津支部）	13	
福島県震災遺児等家庭相談支援事業の取り組み			
当時の支援委員長	宮戸宏行（福島支部）	14	

II 福島県社会保険労務士会の復興支援活動等

東日本大震災復興支援活動	平成 23 年度	19
	平成 24 年度	28
	平成 25 年度	33
	平成 26 年度	36
	平成 27 年度	39
	平成 28 年度	41
	平成 29 年度	43
	平成 30 年度	45
	令和元年度	47
	令和 2 年度	49

III 義援金、支援等

義援金、被災会員等への支援	51
---------------	----

IV 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故

新聞記事	福島民報、福島民友	55
東日本大震災の状況		62
東京電力福島第一原子力発電所事故の状況		62

放射線の空間線量	出典：文部科学省	63
ふくしま復興ステーション	避難区域の状況	64

V 写真で見る震災から現在

福島民報社「東日本大震災原発事故 ふくしま1年の記録」より	67	
いわき市（久之浜・四倉地区）	写真提供 中目敏雄（いわき支部）	69
新地町・相馬市	写真提供 菱沼直子（福島支部）	73
	草野智正（相馬支部）	74

VI 後世に語り継ぐ取組みと真の復興に向けて

東日本大震災・原子力災害伝承館	77
東京電力廃炉資料館	80
中間貯蔵工事情報センター	83

表紙解説

震災遺構 浪江町立請戸小学校

I 後世に伝えるべき記録

震災当時の会長、支部長からの寄稿

被災会員からの寄稿

福島県震災遺児等相談支援事業支援委員長からの寄稿

平成23年度当時の会長からの寄稿



東日本大震災から10年半がたち、3.11を振り返る～ ～我々への課題は

鈴木 健夫（福島支部）

10年半前の3月11日午後、コラッセふくしま（福島駅西口）で県社労士会労働総合相談所の研修会が行われ、木村恵子弁護士（安西・外井法律事務所）による「事例研修」の真最中に、この大地震に襲われた。

前年ニュージーランドで大地震があり、日本の留学生が多数犠牲になった。その教訓として大地震の際はいち早く机の下にもぐり身を守れといわれた。今までにないだならぬ激しい揺れに講師をはじめ全員がすぐ自分のテーブルの下にもぐり、机にしがみつき動くのを抑え、地震の止むのを待った。それは経験したことがない凄さで、会場の中仕切りの部厚いカーテンが側壁の止め具から外れ、バシャッ、バシャッと音をたてて中央まで走っては引き返す、途中大揺れが終わったかと思わせる瞬間があったものの再び大きな揺れが続き、もしかするとニュージーランドのように建物が倒れ下敷きになってしまふのではと恐怖に襲われた。その大揺れは200秒を超えるものだった。研修会は直ちに中止し、参加した会員（22名）にはできるだけ早く幹線道路か大きな道を通って帰宅するようお願いした。

この地震の規模はご承知のようにM9.0、県内の震度は相双地方で6強～6弱、福島、郡山、いわき市は6弱、津波の高さは相馬9.3m、大熊14～15m、いわき6.2m（これは1923年観測以来、国内最大の地震）であった。この超巨大地震で、運転中の福島第一原発の1～3号機は緊急停止装置が作動し原子炉の運転（核分裂反応）を停止した。緊急停止で原子炉からタービン（発電機）へ蒸気を送る配管弁も自動的に閉じ、高温の蒸気は行場を失い原子炉圧力容器内の温度と圧力が上昇し始めた。そして地震の50分後、15.5mの巨大津波が襲い、1～4号機の建屋（海拔10m）の全域で5mの高さまで浸水した。非常用電源、所内に送る電源盤（建屋の1Fか地下1Fに設置）も浸水、外部電源が送電線の倒壊で1～6号機すべてで受電不能となり全電源を喪失した。この電源喪失により、原子炉の冷却、注水、同発電プラントの監視、計測等の重要な機能の殆どを失った。（3号機はバッテリーのみ生き残った）

最初に水素爆発した1号機は圧力容器を冷やす非常用復水器（非常用冷却装置IC）が6分後起動、と思われたが実際は機能していなかった。そのため原子炉圧力容器は空だきになり、核燃料が溶け出し22時には2,200°Cに上昇、その一部は圧力容器の底から格納容器へ落下した（推定）。翌3月12日4時（実際の効果は6時前）、この原子炉を冷却するためタービン建屋から圧力容器に繋がる配管に急遽集めた消防車をつなぎ原子炉への注水を始めた。また構内で慌ただしく集めた車バッテリーを繋ぎ中央制御室の計器を復旧、ドライウェル（圧力容器内の蒸気圧が高くなった時、圧力制御プールに引き冷却する）の圧力が8.4気圧と通常の8倍以上の異常な高さを示していた（設計での最高圧力5.28気圧）。この過酷な高温高圧の状態のままでは、格納容器がいつ大きな破壊を起こすかわからない極めて危険な状態であった、一刻も早くこれを防ぐためベント（原子炉内の蒸気～放射性物質をふくむ～を大気中に逃がすこと）をする必要があった。ベントの排気筒に通じる閉じたままの弁、少なくとも2ヶ所を開くため長時間にわたる必死の工夫、努力で「開」になんとかこぎつけ、ベントは14時30分に成功し、格納容器の圧力が下がった。

こうしたなか1時間後の15時36分1号機の原子炉建屋で突然水素爆発が起こった。後での解析によると原子炉内の核燃料が750°Cを超える、燃料棒の被覆管ジルコニウム合金と水蒸気が化学反応し水素を大量に発生、その水素がケーブル貫通部分などから漏れ出し、建屋の上部に充満して爆発したものだ。この爆発は東電本店、吉田所長ら現場も予見しないものだった。水素爆発による一面の瓦礫、高放射能の困難ななか、3時間半後、7時4分再び圧力容器へ海水注水を始

めた。

これらは当時の状況を調査し、関係者から聞き取った記録等によるものです。2～4号機の詳細は略しますが以下のように推移した。13日10時過ぎ3号機メルトダウン、14日11時3号機建屋が水素爆発、20時2号機メルトダウン（可能性）15日朝6時2号機建屋が爆発、5分後4号機で水素爆発出火した。また17日朝から3号機の使用済核燃料プールの核燃料の爆発を防ぐため自衛隊のヘリコプターによる海水投下と消防庁等による陸から放水が始められた。

事故による核の暴走を食い止めようと吉田所長（第一原発）らが被爆や爆発の恐怖と斗い知恵と必死の努力で原子炉に水を入れつけ、そして格納容器の破損した部分などから、圧力や水蒸気が漏れる等の偶然が重なり、格納容器の爆発という最悪の事態はまぬがれた。それにしても東電はベントはもとより全電源喪失など重大事故への対策、備えがまったくなく、それに基く教育、訓練も一度もしてこなかったことだ。

ベントや水素爆発により、大量に放出、拡散された放射能の実測値放射線量（2012年3月11日時点、積算放射線量推計値ミリシーベルト）は、大熊町（夫沢）485.6、川内村（下川内）10.6、富岡町（小良ヶ浜）109.4、浪江町（川房）210.7、楢葉町（上繁岡）14.3、双葉町（長塚）163.3、南相馬市（小高区金谷）52.7（以上警戒区域）、飯舘村（長泥）92.9、川俣町（山木屋広久保山）44.0（計画的非難区域）、いわき市（川前町下桶壳荻）16.1、郡山市（豊田町）9.7、福島市（大波瀧ノ入）9.0（その他区域）などである。放射能汚染は全県のみならず近県など広範囲に及び Chernobyl 事故に並ぶレベル7の史上最大規模の原子力災害となった。

当時の政府のシミュレーション（菅直人首相が近藤駿介原子力委員長に指示し作成）では最悪の場合北の盛岡から東京を含む横浜市までの第一原発半径250km圏内の広大な地域と3,000万人以上が退避を余儀なくされ、かつこれらの地域が自然放射線レベルに戻るには数十年かかるという国家的破局にもつながりかねない甚大な被害の予測だった。

原子炉の安定と共に死活的に重要な住民避難は、政府は12日朝5時すぎ10km圏内の富岡、大熊、双葉、浪江4町住民に避難指示、18時に半径20km圏内（7.8万人）に拡大。15日11時半径20km～30km圏内住民の屋内退避を指示した。

この地震津波による死者行方不明者1,989名（2020年9月の集計では直接死1,605名、関連死2,313名、死亡届225名、計4,143名）、また住宅の全壊2万戸、半壊6万4千戸、一部損壊14.5万戸、公共建物114戸、そして公共施設の被害額5,915億円、この地震と原発事故による避難者は16.5万人（県内10.3万人、県外6.2万人～2012年5月）、また会員の直接被害者10名、住居、事務所等の全半壊39名にのぼった。

放射能の拡散による危険を避けるため、県社労士会事務局は3月16日から同日23日まで休止。25日に会員の安否確認をはじめると共に4月8日の理事会で東日本大震災災害対策特別委員会を設置し以下のような活動を推し進めた。

理事会の災害対策特別委員会設置後は被災会員への対策（義援金、見舞金の支給、会費の減免、業務等の支援）をはじめ、避難所における無料相談会（19ヶ所）労働局のワンストップサービス（24日、34ヶ所）年金労働ほっとキャラバン（25ヶ所）、8月以降は町ぐるみ避難10市町村役場や仮設住宅の集会所等における無料相談会（159回）、また年金労働総合相談所での毎週の相談活動等無料相談会など被災者支援の相談活動実施数は237回相談341件（参加会員174名、延413名）になりました。そして、大震災で親を亡くした震災遺児等家庭相談支援事業への取り組み、1月20日の被災中小企業復興支援特別講演会、2月28日の「放射能の人体への影響、除染について」の特別講演会の開催等々、理事をはじめ、会員自身が大変厳しい状況におかれながらも、福島県の復興再生のため、多くの会員が誠心誠意、支援活動に積極的に取り組んで頂きました。今ふり返ってみて会員のこうした活動にあらためて心から敬意と感謝を申し上げます。

10年半を経、当時を振り返ってみました。これからも復興の現状と今後を見据え、我々に何ができるか何をしなければならないかを考え、被災者に寄り添い支援を続けなければならないと思います。特に今回の災害は原発事故も加わり、長期の対応、ねばり強い地道な取組みが必

要と思われます。先の熊本地震の際、福島社労士会の取り組みについて熊本社労士会から照会がありました。この際社労士会の当時の対応について、会員に対する支援の内容、あり方同じく被災者、避難者に対する対応等について丁寧に検証し今後に資することが必要で有意義ではないかと思います。

いまなお避難者が3.6万人（20年12月、県内7万5千人県外2万9千人）おられ、そして相双の広範な農業地域は放射能汚染のため帰還はまだわずかな状態のままであります。第一原発に近い富岡、大熊、双葉、浪江の4町の帰還者は全住民の8.7%、4,406人で双葉町は0（21年8月）です。いまだに原発廃炉への緒となる核燃料（デブリ）取り出しも高い放射線に遮られ目途が立たず遅々としているなか、汚染水の海洋放水を決めるなど再び風評被害の高まりが懸念されます。汚染土の中間貯蔵施設への搬入終了は21年末を目指すとし、復興の基盤としての常磐道、東北中央道、常磐線が開通、福島ロボットテストフィールドによる最新技術の実用化としてロボット（水中、水上）、ドローン、空飛ぶ車の研究開発、大規模な水素製造施設としての福島水素エネルギー研究フィールド、漁業再生に向けた水産資源研究所や水産海洋研究所、医療機器開発技術センター、最新技術の開発実用化に向けた創造的復興の中核拠点としての国際教育研究拠点の設置等々様々な施設が設けられ福島の復興を後押ししようとしています。

福島県が未曾有の大災害から立ち直ったといえる復興のためにはこうした最先端の事業と共に何よりも県の基幹産業である農林、水産業や中小企業が震災前以上にしっかりと、復興を牽引する基盤の構築が重要と思われます。農業の産出額は震災前の90%（2018年）であり、水産業は試験操業で20%弱、製造業出荷額は2017年によく震災前の水準に戻った。農業の復興は放射能汚染による土地への深刻な打撃であり貴重な田畠をとり戻すという強固な意志がなければ、数十年立ち入れない荒れた山林になりかねないといわれ、今後もねばり強い努力と挑戦しかありません。一方中小企業は前記の研究拠点が様々な研究開発をし、その製造、製品化等を図る役割を担っています。これがいかに元気かつしっかりとした現場力で、これらの新技術に対応できる能力をもてるかにかかっています。

中小企業のこうした発展はいうまでもなく、人材の確保育成に大きくかかっています。とりわけ中小企業は人材の確保育成は苦手で、克服できずにきました。しかし研究開発拠点に対応できるしっかりとした現場力と能力をもった中小事業所が多くならない限り、研究拠点等の成果はほかへ行ってしまい、福島県の復興は心もとないものになってしまいます。農水産業の復興は厳しい挑戦を要するように、我々も「事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上」が使命。いま我々に対し復興のために中小企業の現場力の構築と相まって労務管理の中で要とされる人材育成という困難な課題に事業者と共に立ち向かい、気概をもって挑戦する機会ではないかと問いかけられているように思われます。また、10年半を経たいま、明らかになった原発事故の実際と事実を知ることは極めて重要と思われます。核はそもそも制御不能といわれながら多数の原発が全国で稼働あるいは再稼働に動いています。第一原発は偶然にもメルトダウンによる過酷な圧力や蒸気が配管の隙間や弁、超高温により格納容器鉄鋼部分のどこかが破損しそこから漏れ出したため紙一重で大爆発を免れたと言われます。「事故は国の生存を脅かす危機であった」（福島原発事故独立検証委報告）「あの凄まじい事故は現場の頑張りと「神の御加護」で日本は助った」（菅直人）等関係者や専門家は言います。南海トラフ等の巨大地震やテロ攻撃、人為的操作ミスなどいつ起きるかわからず、福島原発事故のような国家の破局につながりかねない最悪の事態は今後決して起こしてはならないと思います。そのためにも事故の全容をねばり強く全国に広く知らせることが大切ではないかと思います。

—参考文献—

- ・平成23年度 第34回定時総会議案書
(福島県社労士会 23.6.10)
- ・平成24年度 第35回定時総会議案書
(福島県社労士会 24.6.12)
- ・「M9.0 東日本大震災ふくしまの30日」
(福島民報社 23.4.20)
- ・「東日本大震災 原発事故福島の1年」
(福島民友新聞社 24.3.25)
- ・「東日本大震災、原発事故 ふくしま10年」(福島民報社 03.3.11)
- ・ニュートン「災厄福島原発1000日ドキュメント」(㈱ニュートン、プレス 2014.4)
- ・「福島第一原発事故の「真実」」(NHKメルトダウン取材班、講談社 03.2.25)
- ・福島原発事故独立検証委員会、調査、検証報告書(2012.3.11円水社)
- ・「原発事故10年目の真実」(菅直人 幼冬舎 2021.2.25)
- ・「3.11を心に刻んで2021」(岩波書店 2021.3.4)
- ・「東日本大震災・原子力災害 10年の記録」(福島県 2021)

平成23年度当時の支部長からの寄稿 <福島支部>



平成23年度 福島支部長 佐藤勝之（福島支部）

平成23年3月11日の前と後では、何かが違うと皆さんお感じなのではないでしょうか。言ってみれば、昭和から平成に変わったあの時のような感じ・・・。一つの時代の境目というか、ポイントとなる価値観が大きく変化したような感じがします。「後世に残したいこと」があるとすればそのことなのかもしれません。

今さら、あの日とそのあとに何が起きたかを振り返ることはやめましょう。私がお伝えしたいことは、例えば、ガソリンすら入手できなくなることが起きうるという事実です。それまでは、生活する上で必要なものは何でも手に入ることはあたりまえのことであり、より優れたものを手に入れるために働くことが重要なことであったのですが、それは当たり前の事ではないことに、いやというほど気が付かされたのが、「あの出来事」だったように思います。もっとも、福島市在住の私は直接的な被害もなく、やや不自由な思いをした程度なのですが、使命感から始めた「ボランティア活動（支部有志による無料相談会）」を通じ、直接被害に合われた皆様の現状を目の当たりにし、より強くそう感じたものです。

そうです、経済的な成果の価値など一瞬にして水泡に帰してしまうことを目の当たりにし、本当に大事な価値とは何なのかと深く考えるきっかけとなったのが、「あの一連の出来事」なのではないかと10年余りが経過した今、強く思うことあります。

では、本当に大事な価値とは何なのでしょうか、思い返すと、使命感から始めた「ボランティア活動（支部有志による無料相談会）」は、損得抜きで私たち社会保険労務士が社会的に必要とされていると実感できる活動であったと思います。あれから、10年「働き方改革」など声高に言われる昨今ですが、働くことの眞の意味、すなわち、その行動が「社会にとってどのような意味」を持つのかを考えて仕事に臨むことこそ大きな価値なのではないでしょうか。

平成23年3月11日に起きた「東日本大震災」及び東京電力第一原子力発電所事故から10年余を経た今、私が後世に残したいことは、「社会保険労務士」の社会的使命を常に意識して職務に臨むことの大切さであり、また、一人の人間として、「常に社会とのかかわりを意識して行動することの大切さ」だということあります。

平成23年度当時の支部長からの寄稿 <郡山支部>



平成23年度 郡山支部長 菅野 隆（郡山支部）

2011年3月11日 午後2時46分 事務所で私は早めの3時の休憩を促し、コーヒーを入れてもらい皆で飲もうとしていたところ地の底からうなるような音と揺れにより地震が起きました。経験したことない揺れで、職員に机の下に避難するように指示し、机の脚にしがみつきました。数分でしたが長い時間に感じられました。コーヒーはこぼれキャビネットは倒れ、机の上の書類は散乱しました。私の事務所は郡山市役所の前にありますが、数分経ったところで市の職員数百名が避難のため、駐車場に出てきました。自宅が心配になり、電話を入れたところ、固定電話も携帯電話もかからない状況でした。業務を早々と切り上げることにしました。自宅に帰るまでの間道路の信号機は、作動しておりませんでした。夜になりテレビを見ていると、宮城県の沿岸部の津波の報道が流れ、この地震の大きさが段々とわかつてきました。次の日に一本のメールが愛知県の従姉から入りました。すぐ福島県から避難しなさいという内容でした。従姉の子は名古屋のCBC放送のアナウンサーなので福島第一原発の原子炉がメルトダウンする恐れがあるという情報をつかんでいました。

しかし、郡山の人で小さな子供のいない人は、あまり気にかけていなかったように感じられました。郡山市で小さな子供のいる人は、自主避難で県外に避難しました。又、ヘリコプターの飛ぶ音が毎日ひっきりなしに聞こえました。震災の日が金曜日でしたので、土日と休み月曜日に事務所に出ると、周りではガソリンや灯油がなくなるという事態が起っていました。知り合いの社労士は、自転車で市内の事業所や役所を回っていました。約10日間ぐらいガソリンのない状態が続き仕事も徐々に元通りになりつつありました。社労士の業務として最初に震災の影響があったのは、工場の稼働の目途が立たない為に、解雇を余儀なくされた、派遣会社の離職票交付や休業した工場の雇用調整助成金の申請の仕事でした。ハローワークの窓口は事業所の職員、社労士、福島県沿岸部より、津波や原発により避難してきた人で失業給付を受給する人がいっぱい、午前8時半のハローワークの開所時間の30分以上前から長蛇の行列でした。ハローワークの職員も全国から多数応援で来していました。

高速道路を業務で使用する機会が度々あり、高速道路で被災地に行ったり又交代で戻る警察車両、自衛隊車両が隊列を組んで走っている姿を目にしました。多くの方々が支援に力を貸してくださいました。

震災の日から数か月たっても、避難所の人はまだ、生活の目途が立っておらず、私たち社会保険労務士会の避難所を回っての、生活を再建するための年金や失業給付等に関する無料相談会を待っていた人々がいました。震災遺児の遺族年金請求の支援も福島県社会保険労務士会で行いました。今年で震災発生から10年が経ちましたが、福島県では原発の問題で廃炉や処理水の問題が収束解決しておりません、原発周辺に住んでいた人々は県外や県内に一時避難や永住を決めた人がたくさんおります。原発周辺の双葉町や大熊町から郡山市に移り住み福島第一原発の廃炉作業に通っている人や大熊町、浪江町、双葉町の除染作業に通っている人の労働保険の手続きを依頼されて彼らから生の声を聴くと震災から十年たった現在、未だに完全に復興がされていないのだと、感じています。今後も、社会保険労務士として、震災関連の支援が続くことが考えられます。被災者に寄り添っていきたいと思います。

平成23年度当時の支部長からの寄稿 <会津支部>



平成23年度 会津支部長 富田 力也（会津支部）

あの東日本大震災から早いもので10年以上が経過した。この事実を風化させないために、県会で記録集をまとめるという事で原稿の依頼が来た。しかし最近年齢のせいなのか記憶がなかなか呼び戻せない。一応、私の記憶に基づいて記述していくが、年月や数値に関しては誤りがあると思うので、そこはご容赦いただきたい。

平成23年の2月、会津支部の総会において支部長に選出された。その時は直後に大変な出来事が起るとも知らずに引き受けてしまった。

そして3月11日午後2時46分、東日本大震災が発生した。今世紀最大級のマグニチュードで、最大震度は7強であったと記憶している。その後、大津波が発生し沿岸部に甚大な被害をもたらした。津波により東京電力福島第一原子力発電所が全電源喪失により原子炉の冷却が出来なくなりメルトダウンを引き起こし、その後高熱となった燃料被覆管と水が反応し水素が発生、水素爆発を起こし、原子炉建屋が吹き飛び大量の放射性物質が拡散された。

その影響で双葉地方の住民は（双葉地方以外も含む）避難を余儀なくされ、会津地方にも多くの住民が避難してきた。避難された住民に対して会津支部は多くの会員の協力の元、各地で相談会を開催した。私も、複数の相談会場で相談を受けたが、皆切実な相談が多かった。

その後、会津の何箇所かに仮設住宅が建設され、また町村の役場機能も移転し、県会の方針として移転した役場、又は仮設住宅での相談会が行われた。多くの支部会員の協力を得て順調に相談会は開催された。ここに協力をいただいた会員に改めて御礼申し上げる。

振り返ってみて会津地方は震災での大きな被害もなく、大変だったのは原発事故による風評被害だった。山菜やキノコなどは放射性物質が基準値を超えて出荷停止となった。その後、コメについては全量検査により放射性物質の検査が行われた。私も、少しは米を出荷しているので一度自分の米の検査に立ち会ったことがあるが、ベルトコンベアの上をコメ袋が流れ測定機械の下を通り、基準値を超える放射性物質が検出されたときは警報が鳴る仕組みで、無事だったものには検査済みのステッカーが貼られて出て来る様になっていた。その後、放射性物質であるセシウムの植物による吸収を抑えるため塩化カリウムの散布が指導され散布した。この散布に対しては、後から業者から金が支払われたが東京電力からの賠償金だった。それ以前にも業者さんから東京電力に対する損害賠償の話があったが、わずかばかりの米の出荷だったので金額より資料をそろえたり書類を書く労力が大変だったのであきらめた。

今、コメの全量検査は浜通りを除いて抽出検査に移行したが、まだまだ風評被害は続いていると思う。

次に観光について述べたいと思う。事故前は修学旅行などで会津を訪れる観光客は大勢いたが、やはり風評被害により激減してしまった。それでも、みんなの努力によりお客様が少しづつ戻ってきたと思ったら去年からの新型コロナの影響でまた減少してしまった。会津だけでなく全国の観光業がコロナにより苦境に立たされている。観光業だけでなく飲食業、そこに農産物を販売する農業などあらゆる産業が苦境に立つ今、早いコロナの収束を願うばかりである。

最後に、自然災害は人の力では防ぎようがないが、それに伴う災害は、工夫次第で減らすことが出来る。例えば地震に備えて建物を耐震・免震構造にするとか又は大雨による河川の氾濫を防ぐために堤防を強化する・山の保水力を高めるため森林を整備するとかである。

以上のことを後世の人々に語り継ぐことを心に誓い終わりとする。

平成23年度当時の支部長からの寄稿<いわき支部>



平成23年度 いわき支部長 箱崎 忠 (いわき支部)

その時(平成23年3月11日14時46分)、私は事務所(自宅兼事務所)で仕事をしていました。今まで経験したことのない大きく激しい揺れに見舞われ、家が倒壊するのではないかと思いとっさに外へ出ました。同時に屋根瓦がバラバラと落ちてきましたが、幸いに家の倒壊は免れました。しかし、屋根の損傷がはげしく、1年程屋根にブルーシートが被った状態で過ごすことになりました。揺れがおさまった数十分後には、太平洋沿岸部では大津波により甚大な被害がでたこと、又福島第一原子力発電所の事故により、地震であり被害のなかった地域の人たちも放射能の影響により避難を余儀なくされたことは、ご承知のとおりだと思います。地震、津波、原発事故の三重苦に苦しめられることとなりました。

今回の地震で、家をなくし、尊い家族をなくした方が大勢いました。我々社労士会として、この様な方に少しでも寄り添い、手助けが出来ることをしなければなりません。支部幹事会を開くにも、公共の場所が地震のためほとんど使用できない状況でした。ようやく3月24日に合同庁舎のロビーに集まり、会員の安否確認、今後の対応等を話し合いました。又県会でも4月8日に震災災害対策特別委員会が設置され、本格的な活動に入っていきました。

いわき支部で最初に無料相談会を開いたのは、4月9日と16日に学校の体育館(2カ所)、公民館(1カ所)で行いました。相談内容は、労災や雇用関係が多かったと思いますが、体育館の避難所は避難民でいっぱい仕切りもなく雑魚寝状態で大変な生活をされているんだなと感じました。隔離された相談室もなく相談される方は周りの目を気にしているせいか、多少の緊張感を感じながら相談をしていたのではないかと思います。当方も初めての相談会だったので緊張していたと思います。

連合会による県内各地の避難所での「労働・年金ほっとキャラバン」相談会がありました。いわき支部では、平成23年5月から6月にかけて市内4カ所及び双葉町民(約950人)が避難している埼玉県加須市の旧騎西高校へ相談会に赴きました。震災から少し経ちこちらの生活にも慣れたせいか、相談件数は少なかったのですが、相談者から「遠くからわざわざ来てくれてありがとうございます」と感謝されました。少しでも協力できることがあったので来てよかったです。

震災から1年も過ぎると、県内各地に仮設住宅が建設され、避難所から仮設住宅に入居されるようになつたため、仮設住宅の集会場等で相談会を開催するようになりました。

仮設住宅での一番印象に残ったことは、住宅に住まわれている40代の男性からの個別の相談に伺った時のことでした。狭い住宅の中に小さな仏壇と津波で亡くなった家族の写真が飾ってありました。写真は4、5枚あったかなと思います。残されたのは父親と子供で、父親は「子供を育てて行かなければならぬので、くよくよしてはいられない」と強い決意がありました。家族を多く亡くしているにも関わらず、悲しみに沈んでいる場合ではないでしょう。相談内容の話しのほか、雑談的に世間一般的な話もしもしたせいか、最初に合った時の表情と帰り際の表情は全く違つて、心が穏やかになったような、何か重い物が取り除かれたような、すっきりした表情でした。避難されている方はいっぱい考えることが多く、それを誰にも話すことができないでいると思います。相談内容とは別にいろいろ話しを聞いてあげることも大切だと思いました。

震災・原発事故から10年が経過し、復興支援のもと、いろいろな場所で、被災者のため県民のために相談会、講演会を開催してきました。震災直後の相談会は、被災者の方の不安を少しでも和らげるため、迅速に行なうことが求められますが、会員の協力のもと出来たのではないかと思います。

社労士会の多くの会員も何らかの被害を受けていたにも関わらず、相談会等に長い間協力してくれたことは、社労士としての使命感からだと思いました。

相談会、講演会の開催数も大分減ってきましたが、福島県は原発事故の影響もあり、復興はまだまだ先にあります。今後、社労士として一人の人間として、何が出来るのかを考えながら進んで行きたいと思います。

平成23年度当時の支部長からの寄稿 <相馬支部>



平成23年度 相馬支部長 蓬田 信一 (相馬支部)

東日本大震災より10年が経過しました。つい最近の様に感じられますが、当時0歳だった息子が小学5年生になり、もうそんなに経つのかと改めて感じます。

幸いにも家族は無事でした。建物については、大小違いはありますが何かしら市内の皆さんには被害にあわれていました。電気・水道・ガスのライフルайнが止まり、特にトイレが困りました。ポリタンク・漬物を付ける大きなタライ等、家にある容器に毎日何度も清水が湧き出る水源に行き、水を汲んでくる必要がありました。その水源には他の方も水を求め、大きな行列を作っています。いつも蛇口を捻れば当たり前の様に出てきた水ですが、この時ほど水の有難さが分かったことはありません。また、当時はガソリンの調達が困難で、食品等も手に入れるのが大変でした。乳児がいましたので、ミルク・オムツ・離乳食が必要でしたが、スーパーも地震により被害が有り、そして、原発の影響で相馬市には物資が入りづらい状況にありました。そんな時に、顧問先より連絡があり、顧問先へ東京営業所からトラックで物資が届き、その中にオムツ等があるので、取りに来るよう連絡がありました。その他にもたくさんの皆さんに助けられ、言葉では表せないくらい感謝の気持ちでいっぱいです。

相馬支部では、避難施設での無料相談会、行政で開催している他士業合同相談会での相談員として活動をしてまいりました。津波により会社が流されてしまった経営者、労働者、家族を亡くされた方、たくさんの方が相談にいらっしゃいました。特に家族を亡くされた方の相談は、お話を聞く自分自身も辛く、そんな方が津波を受けた地域には多数いらっしゃって、何とも言葉では表せない辛さです。相談を受ける際も必ず、家族の無事、自宅の無事を聞かれます。家族も無事で、自宅に住むことも可能な私が本当に相談者として適しているのかと自問自答しながらの活動でした。開業よりこの仕事をさせて頂く中で、二度と経験したくない仕事です。

津波の直撃を受け、会社自体が流され、操業が危ぶまれた顧問先もあります。その際にも解雇はせず雇用を守った企業もあり、同じ雇用する事業主として学こともたくさんありました。津波により会社敷地がえぐり取られ、同じ敷地に会社を復興することが出来ず、沿岸部から会社を移転した企業もあります。会社跡地には何も残っていないのですが、同僚が亡くなったということで3月11日にお花を供えに行かれる方もいます。

相馬市には、過去にここまで津波（貞觀津波、慶長津波）が来て、この場所に登れば助かったと言われている場所があります。東日本大震災でも避難され、たくさんの方が無事でした。記録に加えて、この様な防災についての歴史や意識も私達は後世に伝えていかなければと考えます。どのくらい後になるか分かりませんが、何十年、何百年に一度の災害はやってきます。いつ起きるとは分かることは出来ませんが、しかし、やってくることは分かっています。動画としては津波の様子を見ることが出来ますが、実際に体験してみないと分からぬ恐怖はうまく伝わらないかもしれません。「命より大切なものの」は無いということを、後世に残していきたいと思います。

平成23年度当時の支部長からの寄稿 <白河支部>



平成23年度 白河支部長 武田 昌之（郡山支部）

東日本大震災から早10年6ヶ月が経った。震災の年、例年3月末に開催される2011年の白河支部定時総会は1ヶ月遅れて4月末に行なわれたが、総会の役員改選で支部長に就任したので、白河支部を代表して当時を振り返り記録したい。

2011年3月11日（金）14時46分、私は、顧問先から車で帰宅途中に白河町内走行中、ラジオの緊急地震速報が流れ、揺れが始まったので、車を道路わきに停止させた。揺れは大きくなり、今まで経験したことがない様な大きな揺れが続き、車がでこぼこ道を走行している様に上下に激しく揺れ、道路も波打っているように見え、街路灯の柱が激しく振動しており、通行人の高齢の方が、ガードレールにしがみついていたのが今も目に焼き付いている。数分間の揺れの間、命の危険も感じたが、揺れは何とか収まり、ただ事ではないと、家路を急ぐ。交差点の信号機は点滅しており、車も徐行運転で渋滞の中、買い物にとスーパーに立ち寄るも、停電で営業停止しており、中をのぞくと暗い店内は商品があちこちに散乱しており、店員さんが忙しく動き回っていた。

あきらめて帰宅すると、事務所兼住宅は幸いに損傷もなく、鍵を開けて中に入ると、唖然！日頃から整理整頓とは無縁乱雑な事務室は、書類書籍等が散らばり、パソコンは床に落下して足の踏み場もない状態であった。窓のサッシが外れて外に落下しており、また居室、キッチンのほうも同じ様にものが散乱していて、棚から落下した食器、コップなどが破損していたりと、目も当てられない状態であった。余震がたびたび来襲し、その都度に外へ避難し、片付けもはかどらない状況だったが、隣近所の方と無事を確認しあったり、情報交換したり、また外れたサッシ窓の取り付けを手伝っていただいたりと、ありがたく感じた。停電は、夕方暗くなる前に復旧し、水道、ガスは異常なく使用できたので恵まれていたが、居室の窓ガラスが割れ、段ボールを張り付けて応急処置をしたもの、3月とはいえ当夜は津波被災した沿岸部に降雪があったほど冷え込んだので、隣室の仮間に移り就寝した。

翌早朝、余震で熟睡できぬまま日課のジョギングに出てみると、いつも通るお宅のブロック塀が倒壊していて、ブロックが散乱したり、屋根瓦が落下して破片が積み重なっていたり、また道路の地割れ、表示の白線の蛇行などと地震の被害の大きさを改めて実感することとなった。後日、幸いにも、支部会員は全員無事で、事務所および住居についても大きな被害は免れたことを確認し、一安心する。しかし、沿岸部の津波被害等の全容が明らかになるにつれ、死者行方不明者の数が増え続け、また福島第一原子力発電所で起きた重大事故が報道され、放射能汚染の恐怖が迫り、相双地区の住民の方の緊急避難が必要となり、この大震災の復興には10年はかかるとかの報道がされるにつけ暗澹たる気持ちになったものである。また、白河市内の葉ノ木平地区では、震災による崖崩れが発生し、行方不明者が十数名出て、救助活動が行われていたが、残念ながら13名の死亡が確認された。交通網の被害によりガソリン、灯油等燃料不足も深刻になり、どこのガソリンスタンドも給油に長蛇の列ができ、また1台につき限定20L等との制限もあり、お彼岸というのに寒い日が続き暖房も節約を強いられる。瓦が落下した家屋が多く屋根にはブルーシートが張られ、損壊後解体工事により更地となる空き地が増えてくる。

4月3日（日）に宮城県名取市閑上の被災された知人を東北道経由で見舞った。仙台市内のアパートに避難している知人と、沿岸部の閑上に行くと、もう言葉が出ないほどの悲惨な状態で、津波が仙台東道路まで押し寄せ、そこから先、海側の途中の道路わきには、漁船が何

隻も打ち上げられて横倒しになり、がれきの山が続き、知人宅の海岸沿いの住宅地につくと、住宅の基礎部分を残して跡形もなく、更地上の状態が荒涼と現れた。知人のお母様は、近くの老人施設に入所されていたが、避難が間に合わず、犠牲となつた。コンクリート造りの建物の2階部分に大型バスが流されて引っかかっている光景が津波のすごさを物語つて印象に残つている。白河の被害はまだ、軽微だなと思わざるを得ない、ただただショック状態で帰途に就いた。

とはいひ、落ち込んでいる暇もなく、いち早く県社会保険労務士会、連合会の被災者支援の活動が開始され、支部会員もそれぞれ自身の被災後の業務繁忙の中、使命感を持って担当の被災者支援相談会に参加する。4月20日には避難所となつた西郷村の那須甲子少年自然の家で無料相談会が開催され、会員2名が相談員として対応、また5月27日には同所で労働・年金ほつとキャラバン相談会に会員6名が参加し、主として被災者の休業および離職をめぐる諸問題や、社会保険手続きについての相談にアドバイスを行う。また市町村への協力として、白河市役所および矢吹町公民館で開催された無料相談会にて会員が対応する。県会事務局で開催される東日本大震災災害対策特別委員会にも委員としてたびたび出席し、支援活動の進め方について協議し、各支部の活動も聞くにつけ、社労士会及び会員の尽力に敬意を感じさせられたものである。

国を挙げての震災復興支援により、報道の予想よりも、はるかに速いペースでライフラインの復旧が進み、通常の生活が戻り、繁忙期の夏が過ぎ、支部恒例の11月の年金労働問題無料相談会では、避難所在住等の被災者の方の相談はなかつた。そして、翌年2012年になり、震災1年を過ぎてから双葉町の避難所になつてゐる白河駅前の宝酒造工場跡地の仮設住宅、および白河中央運動公園内の合同仮設住宅を訪問し自治会長さんや世話役の話を伺う機会があつたが、年金受給者の方がほとんどで、社労士担当の困りごとはなく、東京電力に対する損害賠償の件だとか、いつになつたら地元に戻れるのか先の見通しが立たず、生活のほうは問題ないけれども、することがなくて、お茶会やら昼食会などを開いてストレスの軽減に努めているとのことであった。

以上、震災当時を思い出してみたが、10年ひと昔といわれるよう、その後熊本や北海道での大地震あり、西日本豪雨、そして一昨年の台風19号による豪雨被害など、自然災害が毎年のように発生し、それぞれ大被害をもたらしているし、令和元年から巻き起こつた現コロナ禍の中で、東日本大震災の方は、いささか忘れられつつある傾向で、風化が進んでいる状況と言えるだろう。しかし、内堀福島県知事が言われるよう、福島県は地震、津波、原発事故、風評被害、風化の加速、台風被害、そしてコロナ禍と複合災害を抱え、まだ復興の途上であることは明らかである。特に、原発事故処理については、これからが本番で、帰還困難地域の除染作業、汚染水、汚染土の処理、廃炉等々、福島県が主体となって進めてゆかなければならぬと思う。原発を受け入れた先進県の責任としても、将来廃炉技術の確立を図り、廃炉先進県として新産業分野へ発展させてゆく可能性もあるのではないか。

さて、多くの犠牲者の出た市内葉ノ木平地区では、震災5年後の2016年に被災地跡に記念碑が建立され、災害時の避難所として青々とした芝生広場が広がる震災復興記念公園として整備された。被災各地でも同様に、慰靈碑等が建立されているが、亡くなられた方々のご供養と、災害に対する常備の心掛けなど、時折、慰靈碑の前で手を合わせて、思いを馳せることも務めであろうと思う。『災害は忘れたころにやって来る』の格言もあるが、地球温暖化の影響か、頻繁に発生するようになった自然災害に対し、謙虚にまた最近よく言われるサステイナブルな、環境にやさしい生活スタイルを心がけることが、自然災害発生の低減にも関係していると感じる。コロナ禍で人間関係が希薄になりがちな今、働き方改革等とも合わせて、豊かな自然を誇る福島の更なる復興と新生活スタイルの確立に向けて、社会保険労務士会と会員の活躍が少しでも力になれば良いと感じる昨今である。

被災会員からの寄稿



避難生活は10年余に

篠木健一（いわき支部）

2011(平成23)年3月11日午後2時46分県会研修中に突然の激しい揺れに襲われたのが避難生活の始まりとなった。余震が続く中散会となり4時間余をかけて浪江町の自宅に戻った。自宅付近の一画は停電していなかったが、間もなく福島第1原発(1F)立地の双葉、大熊町の3km圏避難指示が出された。翌12日早朝防災無線で10km圏の避難指示が呼び掛けられ、叔父のいる葛尾村へ向かう。午後6時過ぎに1号機の水素爆発記者会見、8時頃避難指示範囲が20km圏に拡大されたため、従妹のいる福島市へ叔父夫婦とともに避難する。14日3号機水素爆発。15日4号機で爆発音、火災発生。この間放射能ブルームは1Fから北西方向に向い、役に立たなかったSPEEDIのため津島地区に避難していた浪江町民8千人は無用の被曝にさらされた。17日4号機の深刻な状況を受け、叔父夫婦らとともに妹を頼りに群馬県前橋市へ向かった。叔父夫婦らは程なく長女宅へ避難。その後県の8月末までに仮設か、借上げへの入居指示を踏まえ、郡山市の借り上げ住宅に移った。浪江町は2017(平成29年)年3月に帰還困難区域を除き避難指示が解除され、県から借上げ住宅の退去を迫られた。2019(令和元)年8月に市内に中古住宅を求め現在地に引っ越ししたが、住んでいた水門町は10月の台風19号で阿武隈川が氾濫し2m超の濁流に呑まれ犠牲者を出した。浪江町の自宅は除染前2.14~4.67 μ Sv /hから除染後0.43~0.88 μ Sv /hまで低減したものの、屋内は0.5~0.9 μ Sv /hであり、さらにネズミや猪の侵入で荒れていた我が家は同年6月に解体せざるを得なかった。同様に組内11戸のうち10戸が解体・更地となっている。今でも除染していない南側畑の法面は2 μ Sv /h、生活圏としての20m外の西側林は4 μ Sv /hと年間換算18~35mSvと高線量のままである。

被災者支援活動として2011(平成23)年6月にいわき支部の双葉町相談会(埼玉県加須市、旧騎西高校)に参加した他、10月から翌3月まで福島支部被災者支援相談会の浪江町臨時庁舎(二本松市男女共生センター)で相談活動に当った。また、葛尾村は2015(平成27)年5月から三春町に設けられた仮設住宅4ヶ所を毎月交互に巡回し、避難指示解除後の2017(平成29)年4月から翌3月までは貝山仮設、恵下越復興団地の2ヶ所で毎月相談活動を行った。

浪江町が代理人となった原発ADR集団申立(4,764世帯、15,700人)は原子力損害賠償紛争解決(原発ADRセンター)の和解案が示されたにも拘らず、東京電力が4年以上に亘り拒否し続けた。その結果、2018(平成30)年4月に和解仲介手続きは打ち切られた。私たちはこうした東電の姿勢に対し、①国と東電の責任を明らかにする②町民の一連解決を目指す③町民の被害の大きさを慰謝料に反映させる④東電の和解案拒否を許さないと11月浪江原発訴訟原告団を結成し、11月27日49世帯、109人が福島地裁に提訴した。私は副団長の一人として県中・県南・会津方部を担当することとなった。第7次提訴までの原告団は308世帯、721人となっている。これまでに8回の裁判が行われているが、なお長い闘いが待っている。もう一つの津島(旧津島村、全域が帰還困難区域)原発訴訟は2021(令和3)年7月福島地裁郡山支部で国、東電の責任は認められたものの、原状回復の要求は退けられ直ちに控訴している。

県は1月現在の避難者を36,192人(県外28,959、県内7,220(浪江町326))としているが、県は県内避難者の扱いについて仮設住宅を出て災害公営住宅に入った人などを除外しているため総数は6万7千人超とみられている。(福島民報)現在町内に居住しているのは1,701人、一方県外に6,020人、県内に13,922人が避難しており県の発表は実状と大きく乖離している。また、町内で事業を再開しているのは約1,000事業所のうち171事業所にとどまる。町は本年度から10年間の復興計画第3次を策定し「持続可能な町づくり」を進めているが、将来の目標人口は8,000人程度と震災前には遠く及ばない。

〈浪江町請戸地区〉



汚染土壤の中間貯蔵施設 (R元. 12. 6)



荒明 健（相馬支部）

東日本大震災、大津波、原子力災害、そして風評の被害と四重苦との闘いから9月11日で、もう10年半となりました。「もう」なのか「まだ」なのかは、定かではありませんが、いまだに相双二郡の飯舘、浪江、大熊、双葉、富岡、葛尾には、帰宅困難地区（放射線量が高いため、人の居住が禁止されている地区）、いわゆる住民が住めない、また帰りたくても帰れない・できない地区がまだまだ多くあります。その結果、地区の住民はどんどん地区外に転居してしまい、帰還率も年々低くなり、相双2郡で、人口が事故以前に戻った地区はまだありません。

道路の両脇はバリケードで封鎖され、警備員がたっており、それ以上先に進むことはできず、どう考えても、まだそれがあること自体が異常な地区だと思います。

また、帰宅困難地区はもとより、避難指示が解除になった地区も、震災前は田んぼ・畑・住宅等整地された土地が今は、雑草が茫茫とおい茂り、荒れ放題になっています。田園風景、街並みが震災前の姿に戻るには程遠い有様です。

さらには、現在に至ってもまだ、除染すら行われていない手つかずの地区多く残っております。これで、再生が着実に進んでいるとは到底考えられません。10年以上たった現在でもまだこの体であります。

国は生活環境整備、長期避難者への支援、事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭等に重点的に取り組むとしていますが、遅々として進んではいません。最近では、汚染された処理水の海洋放出と不安と風評被害を助長させることも新たに打ち出していました。

地震・津波は天災で、日本に住んでいる以上、あってほしくはないが、ある面、仕方ありません。ただ、原発事故は安全を軽視して開発し、有効な対策を取らず、コストカットを優先し、放置してきた結果の産物であり、それに伴う避難、それによって引き起こされた様々な被害というものはある意味では政治・経済が作り出した起こるべくして起きた「人災」であると思わざるを得ません。

この地区の課題は、福島だけの問題ではなく、この国が積み上げてきた問題の帰結であり、国全体の課題であると考えています。日本の各地で起こりえることがこのエリアで起こってしまったという事実だけが残ってしまいました。

特に、子供が帰ってこない状況ではこの地区が将来どうなるかは自明の理です。南相馬市小高区の小学校は震災前は4校あり、現在は統合し1校になっていますが、数年前の小学校の新入生はなんと3名でした。子供も同級生が少ない中では、寂しい限りです。地域というのは、赤ちゃんから老人までが一緒に生活して初めて成り立つものであり、この地区はいびつな人口構成、過疎地の典型的な様相を呈しており、拍車がかかっております。

放射線の影響も若年者を中心に甲状腺検査等を定期的に行っておりますが、本当は安全なのか否かということは、10年たった今でもまだはつきりわかっていません。

震災、原発事故の問題については東北から離れれば離れるほど風化は始まっていますが、決して風化させてはならない歴史の記録として伝えていきたいと考えております。

復興特需も終わり、これからが本当の試練の時間と考えております。今後は、自分（自社）の立ち位置をもう一度見直して復興や地域の再生に取り組んでいくと同時に、そこからどう生きていくかを前向きに考え、行動していきます。危機とか難局は乗り越えるためにあり、ピンチはチャンス、あくまで企業は自助努力です。この地区の歴史・文化・伝統や誇りを未来に繋いでいかなければなりません、私たちのツケを未来の子供たちに背負わせてはいけないという思いを強く感じています。



後藤 烈史（会津支部）

東日本大震災から10年の歳月を経て、改めて思い返してみると、震災直後に感じた恐怖、絶望から今日に至るまで色々なことを経験しました。

震災が発生したときは、地震と東京電力福島第一原子力発電所の事故により、経験したことのない恐怖を感じながら、着の身着のまま避難をしました。明日生きていることができるのか、命があっても仕事、生活の拠点を失い、どうやって生きていけるのだろうと不安を募らせた日々もありました。私自身が今、前向きに考えて生活・活動をできているのは、震災前からの仲間の存在が大きかったと感じています。震災以前より地元の青年会議所に所属していました。震災から程なくその活動の再開を決議した時、自分自身の生活基盤をもう一度再構築し、故郷のためにできることをやっていこうと心に決めました。

当初は、私生活も青年会議所活動等もできることも少なく不安などもありましたが、この10年間で変わったことは多くあると思います。例えば後者の活動は当初はごみ拾いや未来の故郷について会議を重ねるくらいのことしかできませんでしたが、近年は地域の住民の方、小中学校のお子さんなどと事業を共にすることができるようになりました。阪神淡路大震災を経験した子供同士の交流、震災当時小学生だった青年の声を聞く機会などを通して自分自身多くのことを考えさせられました。特に印象深く記憶に残っているのが、地元の祭り（標葉祭り）の再開を達成したことです。元の場所で住民の方と時間を共にすることや、祭りの再開に際して地元の小中学校で伝統芸能・文化をモザイクアートやキャップアートにして展示することで、一体感が強まり、後世に地元の伝統や文化を継承していく一助になったのではないかと思います。これは私個人の経験ですが、色々な人、団体の方が故郷を守り残していくために様々な活動を自発的に行っていただいている。最初はできないと思っていたことが少しずつ実現できるようになったのは、当事者である被災児者の方とそれを支えて下さるたくさんの方々のご協力があってのことだと思います。震災等によりできなくなったこと、元通りにはならないものもたくさんありますが、震災からの復興をとおして初めて気が付いたことや、温かいご支援など、強い絆が生まれ、新しく創造されたものが多くあると思います。このような活動・経験を通してあらためて人間の力は凄いなと感じさせられました。

震災等を風化させないことはもちろん大事ですが、それだけでなくその後住民の方がどんなことを感じ、将来のために何をしてきたのかも残さなくてはならないと感じています。

私も子を持つ親として、当時あったこと、震災の日から今までのこと、これまでいただいたご支援に感謝の気持ちを忘れず、これから先のことについて前をみて考え、生きていけるようにしたいと思います。



住民が避難し家畜（豚）が闊歩



防護服を着ての瓦礫処理の様子



原発建屋

ペットボトルの
キャップアート

福島県震災遺児等家庭相談支援事業の取り組み



福島県震災遺児等家庭相談支援事業の取り組み (遺族年金・労災遺族補償年金等)

福島県震災遺児等家庭相談支援事業 支援委員長 宮戸 宏行

「ごめん下さい。福島県社会保険労務士会の者です。」

被災先のプレハブ住宅の玄関を上がり、まず向かったのは小さな仏壇の前である。そこで手を合わせ、仕事の話に入る。

福島県児童家庭課（以下「福島県」という）から平成23年3月11日に発生した東日本大震災により親が死亡または行方不明となった子供（以下「震災遺児等」という）たちの支援をお願いしたいと福島県から要請があった。社会保険労務士会（以下「社労士会」という）では、震災直後の3月下旬から、避難されている県民に対し、生活にかかわるあらゆる相談を避難先で行っていた。福島県の説明によると、震災遺児等のいる家庭の多くが、安定的な収入の確保、今後の生活・教育資金など生活全般の見通しを立てることが困難な状況にあり、いち早く遺族基礎年金、遺族厚生年金、労災遺族補償年金等（以下「遺族年金等」という。）の保険給付を社労士会の協力を得て行いたいということであった。県から示された支援期間は、平成23年11月24日から翌年3月23日までの4か月間という短期間であった。震災遺児等は、162名である。こんな短期間で、聞き取りをし、書類を作成し、果たして申請までできるのだろうか、という思いの中、早急に支援委員会を立ち上げ、支援できる県内の社労士の募集に入った。幸い26名の社労士が手を挙げてくれた。ただ、使命に駆られて手を挙げてくれた社労士も多く、そのなかには遺族年金等の申請の経験が少ない社労士も多かったので、年も迫った12月に遺族年金等に係る統一研修を行った。さらに協力を仰ぐため、東北福島年金事務所との打ち合わせ協議を行った。その協議の中で、まずこの事業における遺族年金等の申請については優先的に取扱い、厚生労働省（以下「本省」という）においてもその主旨を酌んでいただき、短期間での決定を行うこと、また、遺族年金等の証書等については原則福島県社会保険労務士会事務局あてに返送してもらうこと等を取り決め、まさに「震災特例」というべきものであった。

支援体制は、何とか年内に整ったものの、震災遺児等の支援が広がらない。それは、震災遺児等の避難先の住所が「個人情報」という壁に阻まれ、この支援取組が情報として震災遺児等の避難先まで届かないことであった。

最終的に、相談があった対象数は、63名（39世帯）、申請手続きは、21名16件にとどまった。しかしながら、避難先は、県内に限らず、東京、長野等にも及んだ。1回の訪問では終わらず、複数回の訪問もあった。更に、消防団員がその仕事中に被災にあった団員も多く、消防団員等公務災害補償等共済基金（消防基金）の相談助言も行った。

この事業においては、県、社労士会、年金事務所、本省といった協力体制ができ、短時間で（本来決定が出るまで1,2か月のところ数週間で決定）裁定決定され、証書についても社労

士会経由で、担当した社労士が責任を持って本人に届けることができた。

ただ、残念なことは、「個人情報」という壁により、必要としている震災遺児等の家庭にこの支援情報が届かなかつたことである。労災遺族補償年金の手続きは、1件のみで、この支援情報がきちんと届いていれば、もっとその支援はできただろうと思えた。

震災は自然が相手なだけに避けて通ることはできない。しかしながら起きた時には、何をすべきか、必要としていることは何か、このことに集中し、そこに支援体制を注ぐことが法を超えての「震災特例」である。このことを念頭において結びとする。

以下、この事業についての概要と報告、相談フローについて記載する。

福島県震災遺児等家庭相談支援事業の実績

福島県と契約書締結 委託期間 平成23年11月24日～平成24年3月23日

【平成23年度】

実施体制等

①支援委員会：8名

委員会 11月24日、12月12日、12月22日、3月13日

事務局会議 12月28日、1月30日、2月15日、2月28日

正副委員長打合せ 2月8日

②相談員：26名（支援委員会委員含む）

③研修：12月12日（福島市市民会館）

伝達研修：12月14日（事務局）、12月22日（LATOV）、1月5日（ゆめサポート）

④福島県児童家庭課と打合せ協議

12月19日、1月19日（福島県庁）、2月14日（事務局）

⑤東北福島年金事務所との打合せ協議

11月24日、3月8日（東北福島年金事務所）

（1）震災遺児等家庭の社会保険等相談支援

面談を希望する家庭に関して、訪問及び電話により年金等の請求の漏れがないよう慎重に相談に応じ、遺族年金が該当しない場合や年金の加入記録が曖昧な場合には、すべて年金の記録を確認することを徹底し、死亡一時金や児童扶養手当に関する助言を行つた。また、各世帯の状況により、その他の社会給付（埋葬料、厚生年金基金や祖父母の未支給年金等）、消防基金に関する相談・助言も行った。

①対象児童数 162名

②相談実施児童数 63名（39世帯） 相談総数 延124世帯

①遺族基礎年金の相談	延63名（延42世帯）
②遺族厚生年金の相談	延60名（延36世帯）
③労災遺族補償年金（埋葬給付含む）の相談	延24名（延17世帯）
④その他の社会給付に関する相談	延25名（延15世帯）
⑤その他の支援制度に関する相談	延23名（延14世帯）

（2）震災遺児等家庭の社会保険等手続きの援助

手続き援助実施児童数 21名（16件）

手続き援助実施児童数 21名 (16件)

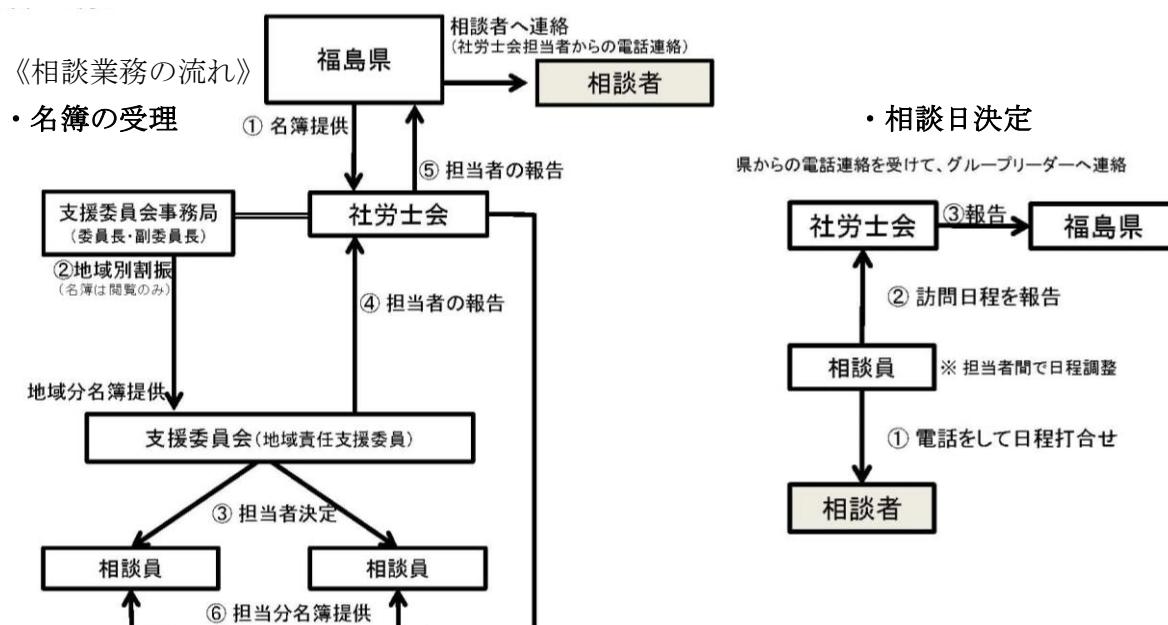
①裁定請求等の手続き	延12名 (10件)
〈内訳〉 遺族基礎年金	11名 (9件)
遺族厚生年金	10名 (8件)
労災遺族補償年金 (埋葬給付含む)	1名 (1件)
②年金記録の確認を行い、裁定請求に該当しないもの	8名 (5件)
③その他の社会給付に関する手続き (埋葬料)	1名 (1件)

【平成24年度】

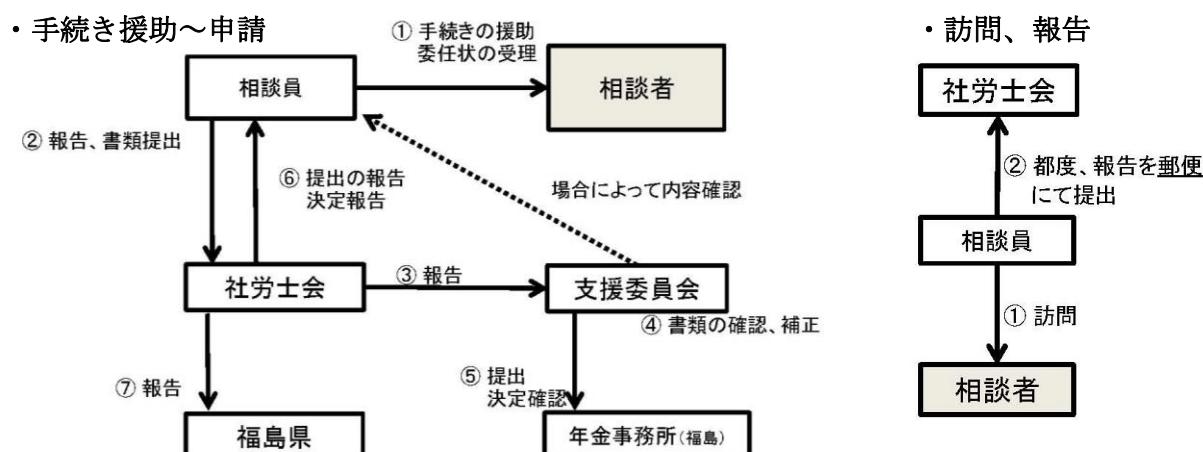
5月15日 「福島県震災遺児等家庭相談支援事業」会議 (ホテル福島グリーンパレス)

(1) 震災遺児等家庭の社会保険等相談、手続き支援

①裁定請求等の手続き	2件
〈内訳〉 遺族基礎年金	1件
労災遺族補償年金	1件
②遺族基礎または遺族厚生年金決定通知書及び証書等の説明	7件
③労災遺族補償年金決定通知書及び証書等の説明	2件
④電話相談	8件



《手続き援助業務の流れ》



平成23年度福島県震災遭児等家庭相談支援事業 事業計画書

平成23年度福島県震災遭児等家庭相談支援事業 事業計画書

1 事業の目的

3月11日に発生した東日本大震災により親が死亡または行方不明になった子ども（以下「震災遭児等」という。）のいる家庭（以下「震災遭児等家庭」という。）の多くが、安定的な収入の確保、今後の生活・教育資金など生活全般の見通しを立てることが困難な厳しい状況にあることから、重要な生活基盤となる、震族基礎年金、震族厚生年金、労災震族補償年金等（以下「年金等」という。）の社会保険給付に際し社会保険労務士による専門的な相談体制の整備と手続きの援助等の支援を行い、震災遭児等家庭の生活の安定と児童福祉の増進を図ることを目的とする。

2 業務の実施

福島県社会保険労務士会所属の社会保険労務士が相談員及び援助・支援員となり、下記の業務を実施する。

実施にあたっては、震災遭児等家庭の意向を十分確認するものとする。

(1) 震災遭児等家庭の年金等相談支援

相談員による震災遭児等にとって重要な生活基盤となる、年金等の給付について、専門的な相談支援を行う。

①相談の実施

相談員は、震災遭児等家庭に対し、その意向を十分確認した上で相談を実施する。

相談にあたっては、2人1組で震災遭児等家庭の状況に応じて出張相談等を行う。

震災遭児等家庭の事情に応じて、別途面談場所を設けることもできることとする。

②相談記録簿の整備

相談員は、震災遭児等家庭のセンシティブな情報を取り扱うことから、同じ事を複数回聽取することのないよう、震災遭児等家庭ごとに「相談記録簿」に記載する。

③相談記録簿等の報告

「相談記録簿」は、随時福島県社会保険労務士会会長に提出する。

また、月次実績について、「月次報告書」により翌月の5日までに報告する

(2) 震災遭児等家庭の年金等手続きの援助・支援

援助・支援員による震災遭児等家庭の年金等の請求状況を確認し、請求手続きが行われていない場合には、手続きについて援助・支援する。

また、年金等の受給資格がない場合は児童扶養手当等の請求につなげるよう支援する。

①年金等手続きの援助

年金等手続きの利用を妨げている要因、課題があれば、その解決を支援して制度の利用を可能とするよう努める。この際、課題の解決についてメリット、デメリット等を明確に示して当該制度の理解を深め、過度な期待を抱かないように説明に努める。

そのうえで、年金等手続きの援助を行う。

相談にあたっては、2人1組で震災遭児等家庭の状況に応じて出張相談等を行う。

②年金等手続き結果の確認

援助・支援を行った年金等手続きの結果を確認し、震災遭児等家庭に今後の利用の留意点について誤解のないよう説明を行う。

③援助結果記録簿の記載

援助・支援員は、年金等手続きの援助の経過、進捗状況、結果について、震災遭児等家庭ごとに「援助結果記録簿」に記載する。

④相談記録簿等の報告

「援助結果記録簿」は、随時福島県社会保険労務士会会長に提出する。

また、月次実績について、「月次報告書」により翌月の5日までに報告する

3 相談員及び援助・支援員の選任と研修**(1) 選任及び人数**

相談員と援助・支援員は、福島県社会保険労務士会会長が、会員のうちから当事業の目的、基本的考え方を理解し、相当の経験と知識を有する者から選任する。

年金等の相談から手続きの援助を円滑に行うため、相談員と援助・支援員は兼務とし、30名程度選任し福島県に報告する。

また、県外に避難又は移転している震災遭児等家庭に対する相談、手続きの援助についても対応する。場合によっては、その居住する社会保険労務士会に協力を求め、当該社会保険労務士会会長が推薦する者を相談員及び援助・支援員として派遣し、相談、手続きの援助を行う。

必要に応じ、相談員及び援助・支援員を増員した場合は、その都度、福島県に報告する。

(2) 研修

当事業が円滑に実施できるよう相談員及び援助・支援員に当事業の趣旨、目的、実施方法等について研修を行う。

特に、震災により親が死亡または行方不明になるという痛ましい経験を背負った児童が、様々な事情の下いろいろな課題を抱え生活していることを踏まえ震災遭児等家庭との信頼関係を確保し、慎重かつ粘り強く社会保険制度の活用を提案し支援すること、知り得た個人情報の取扱いに関して十分な研修を行う。

4 関係事業、関係機関との連携

福島県（児童相談所等）、市町村、その他団体等が実施する震災遭児等家庭支援事業との事業間連携を図り、労働局（労働基準監督署）、日本年金機構（年金事務所）、市町村年金所管課等の社会保険関係機関と密接な連絡・調整の下実施する。

また、子どもの心のケア事業を実施している各機関、福祉団体、NPO法人、教育委員会等と密接に連携して、慎重に震災遭児等家庭の心情を推し量りながら実施する。

5 個人情報の取扱い

「個人情報取扱特記事項」を厳守するとともに具体的な取扱いについて以下のとおりとする。

(1) 受領書の作成

個人情報を取り扱う際には、必ず「受領書」を作成し、受領年月日、内容を記載し、受領者が署名する。

(2) 保管等

個人情報が記載された資料等については、厳重に管理、保管する。

なお、事業終了後、個人情報が記載された資料等は、福島県の指示に従い返還等する。

6 実施体制**(1) 支援委員会**

福島県社会保険労務士会の役員、地域ごと（福島・郡山・会津・いわき・相馬）に相談員及び援助・支援員のリーダーとなる者を構成員とする支援委員会を設置する。

支援委員会は以下の業務を行う。

ア、事業計画の策定

イ、具体的な事業の実施計画の策定及び推進

ウ、その他事業実施に必要な業務

(2) 支援事務局等

当事業の事務局として支援事務局を設置する。

支援事務局には、福島県社会保険労務士会の役員4名を配置する。

その他、事務を担当する事務担当者を配置する。

支援事務局は、以下の業務を行う。

ア、福島県等との連絡・調整

イ、具体的な事業の連絡・調整

ウ、当事業に関する事務

エ、各種報告書の確認・作成

オ、会計事務

カ、その他当事業に必要な事務

Ⅱ 福島県社会保険労務士会の復興支援活動等

平成 23 年度～令和 2 年度

平成23年度

2011年3月～2012年3月

福島県社会保険労務士会の状況

平成23(2011)年3月11日、福島県社会保険労務士会では、午前中に福島県社会福祉協議会を鈴木健夫会長と草野有道常任理事が訪問し、労働条件審査・診断に関する「労務チェック」について提案した。

午後1時から年金・労働総合相談所(現「福島県社労士会総合相談所」)の第2回研修会をコラッセふくしま(福島市)において開催。22名の会員が下記の講義を受講中、東日本大震災に見舞われた。

＜相談所第2回研修会＞

「社労士会労働紛争解決センター福島との連携及び基準法等違反事案の取扱い」

説明：年金・労働総合相談所所長 鈴木健夫

「事例研修」 残業代未払い請求、解雇、雇止め等

グループ討議、発表、講師からの助言と講評

講師：弁護士 木村恵子(安西・外井法律事務所)

公共交通機関がストップする中、受講者それぞれ何とか帰途についた。木村弁護士は、新幹線の運休により福島ビューホテルに一時避難された。

【県会事務局】

被害状況：書庫一部破損、ブラインド一部破損、パーテイーション一部破損

平成23年3月13日 電気復旧

14～15日 水道の断水、停電等により業務時間短縮(9:00～15:00)

14日 電話・インターネット回線復旧

18日 水道復旧

16～23日 福島第一原子力発電所事故の水素爆発(3月12日、14日、15日)による放射能の飛散等のため自宅待機

25日 会員の安否確認

4月21日 会員の被害調査

【街角の年金相談センター福島】

平成23年3月17日(午後3時以降)及び18日

福島第一原発水素爆発事故による放射能汚染及び水道断水のため休止

【各年金事務所の年金相談業務】

平成23年3月14～31日 相談員の派遣を中止

【災害対策特別委員会】

平成23年4月8日設置(第5回理事会にて決定)

委員長 鈴木健夫会長

副委員長 金子昌明・菅野隆・富田力也・宍戸宏行副会長

委員 草野有道・武田昌之常任理事、佐藤勝之・箱崎忠・蓬田信一理事(支部長)

1. 行政、連合会、団体等への要請

平成23年4月8日 福島労働局安定部へ申入れ（ハローワークの窓口混雑解消について）
 4月18日 連合会災害対策本部へ出席、被害状況報告並びに要望書提出
 4月20日 福島労働局長、福島県、年金事務所へ要請（特別措置等の情報提供について）
 6月9日 「被災者就労支援、雇用創出の公共事業における雇用の質の確保」についての福島県知事、業界団体等へ申入れ
 6月15日 福島労働局監督課（「被災者就労支援、雇用創出の公共事業における雇用の質の確保」について）
 6月14日 連合会より今後の東日本大震災復興支援について提起
 7月11日～15日 相双地区被災11市町村及び商工会議所、中小企業団体中央会等への無料相談会実施の申し入れ

2. 無料相談会

無料相談会数：237ヶ所
 協力会員：87名（延413名）
 相談件数：341件

（1）避難所における無料相談会

実施期間 平成23年4月2日～5月5日 県内避難所19ヶ所
 相談件数 154件
 協力会員 37名（延82名）

支部	月日	場 所	相談件数	相談員
福島支部	4月2日	福島商業、福島高校	20 件	3 名
	4月3日	パルセ飯坂、福島北高校	30 件	5 名
	4月5日	福島東高校、福島県立工業高校	15 件	5 名
	4月8日	自治研修センター	1 件	5 名
	4月9日	あづま体育館	10 件	9 名
	4月10日	あづま体育館、十六沼体育館、パルセいいざか	15 件	9 名
	4月30日	伊達市体育館	6 件	6 名
	5月1日	梁川体育館	8 件	8 名
	5月8日	JICA二本松	5 件	5 名
郡山支部	4月16日	ビッグパレットふくしま	18 件	7 名
いわき支部	4月9日	平工業高校	12 件	9 名
	4月16日	中央台南小、中央台公民館	12 件	10 名
白河支部	4月20日	那須甲子青少年自然の家（ワンストップサービスと共に）	2 件	2 名

（2）ワンストップサービス出張相談等への協力（福島労働局労災補償課）

実施期間 平成23年5月10日～6月2日 延24日 県内避難所等34ヶ所
 相談件数 7件

協力会員 16名 (延24名)

平成23年 5月 16日 福島労働局労災補償課より労災補償制度の周知・請求促進の業務の協力要請

5月 18日 福島労働局監督課より未払賃金立替払制度に関する調査員等の協力要請

(3) 社労士会 労働・年金相談ほっとキャラバン (無料相談) の実施

平成23年 5月 2日 連合会による「社労士会労働・年金相談ほっとキャラバン」打合せ会 (仙台市)

実施期間 5月 18日～6月 19日 県内避難所24ヶ所及び埼玉県加須市 計25ヶ所

相談件数 90件

協力会員 68名 (延124名)

広 報 5月 17日 民報、民友、NHKを訪問

	相談日	曜日	時間	施設名	市町村	避難者数	相談件数	相談員数
1	5月 18日	(水)	10:00～15:00	磐梯七つ森センター	磐梯町	270	8	5
2	5月 20日	(金)	10:00～12:00	農村環境改善センター	会津美里町	84	6	4
3	5月 21日	(土)	10:00～14:00	新地小学校	新地町	120	0	5
4	5月 22日	(日)	10:00～14:00	アットホーム大玉	大玉村	113	6	6
5	5月 22日	(日)	10:00～14:00	中村第二小学校	相馬市	119	2	4
6	5月 22日	(日)	10:00～14:00	中央台東小学校	いわき市	46	0	5
7	5月 25日	(水)	14:00～17:00	三春町町民体育館	三春町	81	3	5
8	5月 27日	(金)	13:00～16:00	那須甲子少年自然の家	西郷村	120	3	6
9	5月 28日	(土)	10:00～14:00	パルセいいざか	福島市	83	5	6
10	5月 28日	(土)	10:00～14:00	スポーツアリーナそうま	相馬市	80	0	4
11	5月 28日	(土)	10:00～14:00	ビッグパレットふくしま	郡山市	957	6	6
12	5月 28日	(土)	10:00～14:00	磐梯青少年交流の家	猪苗代町	100	0	4
13	5月 28日	(土)	10:00～14:00	南の森スポーツパーク	いわき市	62	4	5
14	5月 29日	(日)	10:00～14:00	中村第一中学校	相馬市	80	3	6
15	5月 29日	(日)	13:00～16:00	平体育馆	いわき市	122	0	5
16	5月 29日	(日)	10:00～14:00	リステル猪苗代	猪苗代町	800	8	4
17	6月 2日	(木)	10:00～14:00	郡山市青少年会館	郡山市	140	4	5
18	6月 4日	(土)	10:00～14:00	農業総合センター	郡山市	86	3	5
19	6月 4日	(土)	14:00～16:00	船引町旧春山小学校	田村市	170	4	3
20	6月 4日	(土)	10:00～14:00	原町第一小学校(原町区)	南相馬市	110	3	5
21	6月 5日	(日)	10:00～14:00	内郷コミュニティセンター	いわき市	48	6	5
22	6月 7日	(火)	10:00～14:00	福島県自治研修センター	福島市	130	1	4
23	6月 18日	(土)	10:00～14:00	原町第二中学校	南相馬市	149	7	5
24	6月 18日	(土)	13:00～16:00	双葉町 埼玉県加須市旧騎西高校	埼玉県	950	4	6
25	6月 19日	(日)	10:00～14:00	石神第一小学校	南相馬市	84	4	6
						5,104	90	124

社労士会
労働・年金相談ほっとキャラバン

相談会場・相談風景



2011. 5. 25 三春町町民体育館



2011. 5. 22 中央台東小学校（いわき市）



2011. 5. 27 那須甲子少年自然の家(西郷村)



2011. 5. 28 スポーツアリーナそうま



2011. 5. 28 南の森スポーツパーク（いわき市）



2011. 5. 29 リステル猪苗代



2011. 5. 22 中央台東小学校（いわき市）



2011. 5. 27 那須甲子少年自然の家(西郷村)



2011. 5. 28 スポーツアリーナそうま



2011. 5. 22 中央台東小学校（いわき市）



2011. 5. 27 那須甲子少年自然の家(西郷村)



2011. 5. 28 スポーツアリーナそうま



2011. 5. 22 中央台東小学校（いわき市）



2011. 5. 27 那須甲子少年自然の家(西郷村)



2011. 5. 28 スポーツアリーナそうま



2011. 5. 22 中央台東小学校（いわき市）



2011. 5. 27 那須甲子少年自然の家(西郷村)



2011. 5. 28 スポーツアリーナそうま



2011. 5. 22 中央台東小学校（いわき市）



2011. 5. 27 那須甲子少年自然の家(西郷村)



2011. 5. 28 スポーツアリーナそうま



2011. 5. 22 中央台東小学校（いわき市）



2011. 5. 27 那須甲子少年自然の家(西郷村)



2011. 5. 28 スポーツアリーナそうま



2011. 5. 22 中央台東小学校（いわき市）



2011. 5. 27 那須甲子少年自然の家(西郷村)



2011. 5. 28 スポーツアリーナそうま



2011. 5. 22 中央台東小学校（いわき市）



2011. 5. 27 那須甲子少年自然の家(西郷村)



2011. 5. 28 スポーツアリーナそうま



2011. 5. 22 中央台東小学校（いわき市）



2011. 5. 27 那須甲子少年自然の家(西郷村)



2011. 5. 28 スポーツアリーナそうま



2011. 5. 22 中央台東小学校（いわき市）



2011. 5. 27 那須甲子少年自然の家(西郷村)



2011. 5. 28 スポーツアリーナそうま



2011. 5. 22 中央台東小学校（いわき市）



2011. 5. 27 那須甲子少年自然の家(西郷村)



2011. 5. 28 スポーツアリーナそうま



2011. 5. 22 中央台東小学校（いわき市）



2011. 5. 27 那須甲子少年自然の家(西郷村)



2011. 5. 28 スポーツアリーナそうま



2011. 5. 22 中央台東小学校（いわき市）



2011. 5. 27 那須甲子少年自然の家(西郷村)



2011. 5. 28 スポーツアリーナそうま



2011. 5. 22 中央台東小学校（いわき市）



2011. 5. 27 那須甲子少年自然の家(西郷村)



2011. 5. 28 スポーツアリーナそうま



2011. 5. 22 中央台東小学校（いわき市）



2011. 5. 27 那須甲子少年自然の家(西郷村)



2011. 5. 28 スポーツアリーナそうま



2011. 5. 22 中央台東小学校（いわき市）



2011. 5. 27 那須甲子少年自然の家(西郷村)



2011. 5. 28 スポーツアリーナそうま



2011. 5. 22 中央台東小学校（いわき市）



2011. 5. 27 那須甲子少年自然の家(西郷村)



2011. 5. 28 スポーツアリーナそうま



2011. 5. 22 中央台東小学校（いわき市）



2011. 5. 27 那須甲子少年自然の家(西郷村)



2011. 5. 28 スポーツアリーナそうま



2011. 5. 22 中央台東小学校（いわき市）



2011. 5. 27 那須甲子少年自然の家(西郷村)



2011. 5. 28 スポーツアリーナそうま



2011. 5. 22 中央台東小学校（いわき市）



2011. 5. 27 那須甲子少年自然の家(西郷村)



2011. 5. 28 スポーツアリーナそうま



2011. 5. 22 中央台東小学校（いわき市）



2011. 5. 27 那須甲子少年自然の家(西郷村)



2011. 5. 28 スポーツアリーナそうま



2011. 5. 22 中央台東小学校（いわき市）



2011. 5. 27 那須甲子少年自然の家(西郷村)



2011. 5. 28 スポーツアリーナそうま



2011. 5. 22 中央台東小学校（いわき市）



2011. 5. 27 那須甲子少年自然の家(西郷村)



2011. 5. 28 スポーツアリーナそうま



2011. 5. 22 中央台東小学校（いわき市）



2011. 5. 27 那須甲子少年自然の家(西郷村)



2011. 5. 28 スポーツアリーナそうま



2011. 5. 22 中央台東小学校（いわき市）



2011. 5. 27 那須甲子少年自然の家(西郷村)





2011.6.5 内郷コミュニティセンター

社労士会
労働・年金相談ほっとキャラバン
による無料相談会のお知らせ

東日本大震災による被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。皆様の生活が一日も早く回復されるよう、「社労士会 労働・年金相談ほっとキャラバン」が、雇用労働問題、健康保険・年金等に関する出張無料相談会を開催します。

このようなご相談にお答えします

- ・会社が倒産してしまい、働くことができない。
- ・避難生活を余儀なくされ、国民年金の保険料が納められない。
- ・地震によるケガで入院しているが、医療費が払えない。
- ・仕事中に地震・津波にあい、ケガをしたり、亡くなられた場合。
- ・会社を休業する間、従業員に給料を払えない。
- ・雇用調整助成金について詳しく知りたい。
- ・各種届出用紙がほしい。

こちらでお受けします

予約不要
無料です

■会 場：福島県自治研修センター
■相談日：6月4日(土)
■時 間：10:00～14:00
社会保険労務士が相談をお受けします。

全国社会保険労務士会連合会
福島県社会保険労務士会
後援 厚生労働省 福島労働局

労働・年金相談ほっとキャラバンのチラシ



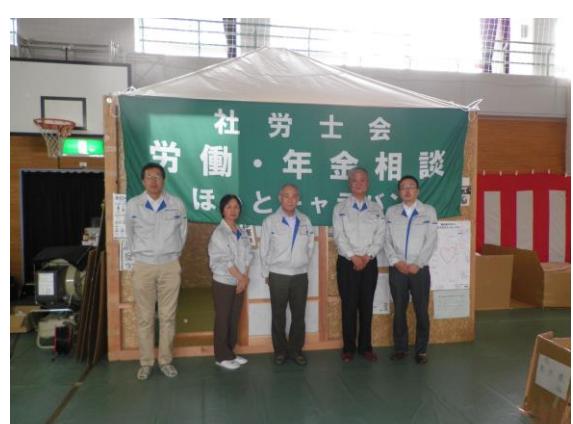
2011.6.4 農業総合センター（郡山市）



2011.6.4 船引町旧春山小学校



2011.6.18 旧騎西高校（埼玉県加須市）



2011.6.19 石神第一小学校（南相馬市）

(4) 町ぐるみ避難の市町村に対する被災者支援相談会

実施期間 平成23年8月2日～平成24年3月31日

実施市町村 10市町村

相馬市、南相馬市、広野町、大熊町、檜葉町、双葉町、葛尾村、富岡町、川内村、浪江町の役所または仮設住宅集会所

※ 相馬市、南相馬市は、消費者庁による「東日本大震災による被災地への専門家派遣事業」を活用し実施。

実施市町村等への協力要請

7月11日 飯舘村、浪江町

7月13日 広野町

7月14日 双葉町、大熊町、檜葉町、葛尾村、相馬市、南相馬市

7月15日 富岡町、川内村

7月11日 中小企業団体中央会、商工会連合会、商工会議所連合会

被災者支援相談会のオリエンテーション

福島支部 8月20日 郡山支部 8月22日 会津支部 8月9日

いわき支部 8月19日 相馬支部 8月12日

実施回数 159回

協力会員 53名（延183名）

相談件数 90件

広報 9月3日（民報）、9月4日（民友）新聞広告掲載

9月16日 民報、民友、NHKを訪問

2011年（平成23年）9月3日（土曜日） (14)

被災者支援相談会 相談無料

福島 島 民 事

**全国社会保険労務士会連合会
東日本大震災復興支援事業**

雇用 労災 労働 年金

**Fight!
Fukushima!**

復興に力を!!

※11月以降も実施します。

※電話でのご相談は、
☎024-526-2270

個別労働関係紛争を簡易、迅速、低廉に解決（和解の仲介）
社労士会労働紛争解決センター福島
(法律大抵辯書第49号、厚生労働大臣指定第15号)

お問い合わせは… 毎週月曜日～金曜日までの
9:30～17:00

年金の裁定請求書・諸変更届の受付、年金に関するご相談は
街角の年金相談センター福島
(全国社会保険労務士会連合会運営日本年金機構業務委託)

受付時間 平日 8:30～17:15
月曜日 8:30～19:00
〒960-8252 福島市御山字三本松19-3
TEL024-535-4430

詳しくはネットで
福島県社会保険労務士会 **福島県社労士会** **検索**

福島県社労士会
雇用・労働・年金 無料相談のお知らせ

東日本大震災等による被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。大震災、原発事故被害等による、雇用・労働、労務問題、健康保険・年金、助成金等に関する無料相談会を開催します。

このようなご相談にお答えします

- 震災で事業を縮小(休業)している、状況をみて元に戻したいが、雇用調整助成金について詳しく述べたい
- 会社を閉めざるを得ないが、従業員のことなど労務問題をどのように対処したらよいか
- 社会保険料や労働保険料の免除はどのような場合適用になるか
- 震災で大家が大きな被害を受けた(又は福島原発の警戒区域等に指定された)、健康保険の一部負担金は免除になるか
- 仕事中に津波に襲われケガ(死亡)をした。労災保険や年金はどうしたらよいか

予約不要
無料です

■相談日：8月～24年1月 毎週水曜日

8月	17日・24日・31日
9月	7日・14日・21日・28日
10月	5日・12日・19日・26日
11月	2日・9日・16日・23日・24日(木)・30日
12月	7日・14日・21日・28日
1月	11日・18日・25日

■時 間：13：00～17：00

■場 所：福島県社会保険労務士会
福島市御山字三本松 19-3
社会保険労務士が相談をお受けします。

電話相談
専用

	南相馬市		相馬市		広野町 (いわき市)		大熊町 (会津若松市)		楢葉町 (会津美里町)		双葉町 (猪苗代町)		葛尾村 (三春町)		富岡町 川内村 (郡山市)		浪江町 (二本松市)		年金・労働 総合相談所		
場所	道の駅南相馬 2月～市役所		市役所		仮役場		仮役場		集会所 (会津美里町)		リステル猪 苗代		集会所 (三春町)		ピッグパレ ットふくしま		男女共生センター 仮役場・集会所		事務局		
1	8/20	1	8/2	1	8/24	0	8/18	1	8/26	1	9/5	0	9/15	0	8/10	0	10/6	2	8/17	1	
2	8/27	4	8/9	0	8/31	0	8/25	0	9/2	1	9/12	1	9/29	0	8/24	3	10/13	2	8/24	2	
3	9/3	1	8/23	0	9/7	0	9/1	1	9/9	1	9/26	0	10/13	1	8/31	2	10/20	0	8/31	0	
4	9/17	2	8/30	0	9/16	0	9/8	0	9/16	2			10/27	0			10/27	1	9/7	0	
5	10/8	3	9/6	1	9/21	0	9/15	0	9/30	0			11/10	0			11/10	0	9/14	1	
6	10/29	0	9/13	0	9/28	0	9/29	0	10/7	0			11/24	1			11/17	4	9/21	3	
7	11/12	0	9/20	0	10/5	0	10/13	0	10/14	0			12/8	0			11/24	2	9/28	2	
8	11/26	1	9/27	1	10/12	0	10/27	0	10/21	0			12/22	0			12/1	2	10/5	1	
9	12/10	1	10/4	1	10/19	2	11/17	0	10/28	0			1/12	0			12/8	1	10/12	1	
10	12/24	0	10/11	0	10/26	1	11/24	0	11/4	0			1/26	0			12/15	0	10/19	1	
11	2/6	0	10/18	1	11/2	0	12/1	0	11/25	0							12/22	0	10/26	1	
12	2/13	0	10/25	0	11/9	0	12/8	0	12/2	0							1/12	1	11/2	0	
13	2/20	0	11/1	0	11/16	0	12/18	※1	12/9	0							1/26	2	11/9	0	
14	2/27	0	11/8	0	11/30	0	12/22	0	12/16	0							1/14	※5	11/16	0	
15	3/5	0	11/15	0														1/21	※10	11/24	2
16	3/12	0	11/22	0														1/28	※4	11/30	0
17	3/19	0	11/29	1														2/9	1	12/7	0
18	3/26	0	12/6	0														2/23	3	12/14	1
19			12/13	1														2/12	※12	12/21	0
20			12/20	0														3/8	1	12/28	1
21			1/10	0														3/22	3	1/11	0
22			1/17	1																1/18	1
23			1/24	0																1/25	0
24			1/31	0																2/1	1
25			2/7	0																2/15	0
26			2/14	0																2/22	0
27			2/21	0																2/29	3
28			2/28	0																3/7	0
29			3/6	1																3/14	1
30			3/13	0																3/21	1
31			3/27	1																3/28	0
合計	18回	13	31回	10	14回	3	14回	2	14回	5	3回	1	10回	2	3回	5	21回	25	31回	24	

3. 講演会

(1) 被災者支援特別講演会

日 時 平成 24 年 2 月 28 日 (火) 15:00~17:00
 場 所 コラッセふくしま 多目的ホール他モニター室 4 室
 特別講演 「放射能の人体への影響、除染について」
 講師 東京大学先端科学技術研究センター教授
 東京大学アイソトープ総合センターセンター長
 児玉 龍彦 氏



参加希望者 650名 ※定員を超えてからの参加申込者はお断りしました。

参加者 477名

後 援 福島民報社、福島民友新聞社、
 福島テレビ、福島中央テレビ、
 福島放送、テレビユー福島、
 NHK 福島放送局、ラジオ福島、
 福島県中小企業団体中央会、
 福島県商工会議所連合会、
 福島県商工会連合会

広 報 1月12日 民報・民友新聞広告掲載
 2月4日 「リビングふくしま」
 広告掲載

中小企業団体中央会、商工会連合会、
 商工会議所連合会、関係行政、
 関係士業へ周知依頼、チラシ配布

全国社会保険労務士会連合会 被災者支援特別講演会 入場無料

被災者支援会場で、福島被災地被爆被災者の被爆物質を負担、福島県の大地に
 四辻に生がるなり、今すぐ国土を13リーシベルト(4m)以下に除染を!

**放射能の被害から
 国民と子供、お母さんを守る!**

福島で除染を実践する科学者
 (内部被曝研究の第一人者のメッセージ)

2月28日(火)
 時間 15:00~17:00
 会場 コラッセふくしま(福島市)
 4F多目的ホール
 (福島駅西口より徒歩3分)

講師 児玉龍彦氏

特別講演
「放射能の人体への影響、除染について」

・福島で子供、お母さんを守り、避難者が一歩も早く自己に帰り生業に戻るため、
 誰もがいがいに行うが、
 ・福島県の放射能被災者を活用するため、とるべき措策・問題は、

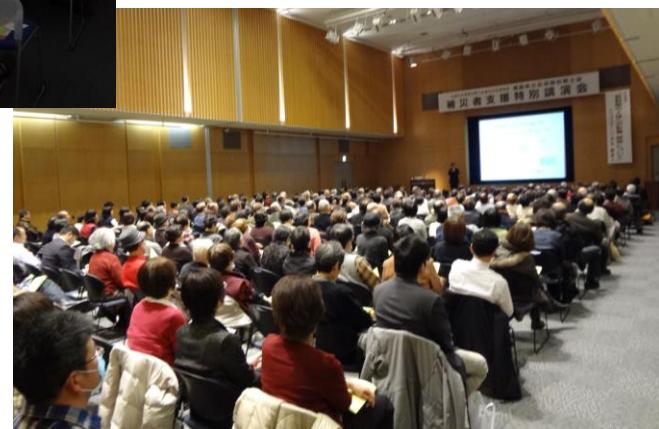
講師 児玉龍彦氏

◆社宅八百草木二段高、(日高、山は静か)、差し入れをし、送り物ハガキに
 おのづの名前、送り手の名前、差し入れの二、差送りを2つへ申し込み下さい。
 ◆先着500名まで。(ご質問などはお問い合わせ窓口へお問い合わせ下さい)
 ◆(人気は多いので)お問い合わせ窓口へお問い合わせ下さい。お問い合わせ窓口へ
 お問い合わせ下さい。
 ◆お問い合わせ窓口へお問い合わせ下さい。
 ◆お問い合わせ窓口へお問い合わせ下さい。

お問い合わせ窓口
 〒960-8262 福島市川字二本松1-3
 福島県社会保険労務士会 TEL 024-535-4430
 福島県社会保険労務士会



サブ会場



メイン会場

(2) 被災中小企業復興支援特別講演会

日 時 平成 24 年 1 月 20 日 (金) 14:00~17:00

場 所 福島ビューホテル (福島市)

参 加 者 60 名

内 容 【1部】「東日本大震災とわが社の元気エネルギー事業」

株式会社アプロガス (福島市飯坂町)

【2部】特別講演「阪神・淡路大震災被災からの経営再建」

講師 三ツ星ベルト株式会社 (神戸市)

代表取締役会長 西河 紀男 氏

広 報 県内の中小企業 2,346 社へダイレクトメールによりチラシ等送付

中小企業団体中央会、商工会連合会、商工会議所連合会、関係行政、

関係士業へ周知依頼



株式会社アプロガス

4. 福島県委託事業「福島県震災遺児等家庭相談支援事業」

平成23年11月24日付で福島県と契約書締結

委託期間 平成23年11月24日～平成24年3月23日

※事業の概要、実績等の詳細については、15ページを参照

5. 高校生支援セミナー

町ぐるみ避難をしている高校（サテライト校）からの希望に対し積極的に高校生支援セミナーを実施した。サテライト校8校から希望があり、難しい環境の中、6校でセミナーを実施した。

実施校 浪江高校（安達高校）、浪江津島校（安達高校）

双葉翔陽高校（坂下高校、平商業高校、小野高校）

相馬農業飯館校（教育センター）

平成24年度

2012年4月～2013年3月

1. 行政、連合会、団体等への要請

平成24年 7月 20日 被災11市町村へ被災者支援の相談（無料）会の継続実施に対する協力要請

8月 20日 日本司法支援センターから法テラス二本松設置への協力依頼

9月 19日 福島県商工労働部雇用労政課に中小企業復興支援セミナーへの協力依頼

9月 30日 日本司法支援センター福島地方事務所二本松出張所（法テラス二本松）開所式

10月 2日 法テラス二本松で相談開始、相談員の派遣

10月 22日 東北福島年金事務所に年金の出張相談実施の要請

11月 2日 浪江町に年金の出張相談実施の要請

11月 8日 浪江町、東北福島年金事務所と年金の出張相談実施について協議

11月 19日 東北福島年金事務所と年金の出張相談の実施に伴う実務について協議

1月 18日 福島県における雇用情勢等について福島労働局職業安定部を訪問（福島労働局）

3月 17日 日本司法支援センター福島地方事務所ふたば出張所（法テラスふたば）開所式

2. 無料相談会

無料相談会数 143回

相談件数 115件

協力会員 50名（延198名）

（1）仮設住宅における無料相談会

福島支部：浪江町 4回

相談件数18件

協力会員18名（延25名）

いわき支部：広野町・檜葉町・双葉町・富岡町・大熊町 合計13回

相談件数16件

協力会員15名（延35名）

支 部	市町村	相談日	場 所	相談件数	協力会員数
福 島	浪江町	9月16日	二本松市杉内	4	6
		9月30日	〃 郷内	6	6
		10月14日	〃 安達	7	7
		10月21日	〃 塩沢	1	6
いわき	双葉町	9月23日	いわき市南台250戸	2	3
	大熊町	9月29日	〃 好間156戸	2	3
		10月6日	〃 好間122戸	1	3

広野町	9月30日	〃 四倉200戸	1	3
	10月6日	〃 四倉103戸	0	2
	10月20日	〃 中央台103戸	0	3
楓葉町	10月7日	〃 平123戸	0	3
	10月13日	〃 小名浜106戸	4	2
	10月14日	〃 平202戸	1	2
	10月14日	〃 内郷241戸	2	3
	10月20日	〃 平200戸	1	3
富岡町	10月27日	〃 泉220戸	1	2
いわき市	11月10日	〃 中央台120戸	1	3
			34件	延60名

(2) 消費者庁の支援事業による無料相談会

相馬市 49回 (毎週火曜日) 13:00~15:00

相談件数 7件

協力会員 3名 (延49名)

法テラス二本松 24回 (毎週火曜日) 10:00~16:00 (1月から10:30~15:30)

相談件数 20件

協力会員 17名 (延24名)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相馬市	回数	4	5	4	5	3	4	5	4	3	4	4	4	49
	件数	0	0	1	2	0	1	0	0	1	0	0	2	7
法テラス 二本松	回数							5	4	3	4	4	4	24
	件数							5	1	6	0	7	1	20
協力会員延数		4	5	4	5	3	4	10	8	6	8	8	8	73

(3) 浪江町役場における年金出張相談会

浪江町の仮設住宅（二本松市）での無料相談会の実施結果に基づき、東北福島年金事務所に浪江町での年金出張相談会の実施を要請し、浪江町の協力を得て、東北福島年金事務所職員1名、社会保険労務士1名の2名で年金出張相談を行った。

なお、年金出張相談会の実施について、浪江町の広報誌に掲載し、東北福島年金事務所作成のチラシを配布し、住民への周知を図った。

実施回数 4回 (12月から月1回) 10:00~16:00

平成24年12月19日 (水)

平成25年1月23日 (水)、2月20日 (水)、3月21日 (木)

相談件数 10件

協力会員 4名

(4) 年金・労働総合相談所

実施回数 49回 (平成24年4月~平成25年3月 毎週水曜日) 13:00~17:00

相談件数 44件

協力会員 21名（延61名）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談所	回数	4	5	4	4	4	5	4	4	4	4	3	49	
	件数	6	4	2	4	3	3	5	4	1	3	4	44	

※第4水曜日は、2名体制

3. 被災中小企業等への支援「中小企業復興支援セミナー」

【相馬】

平成24年11月14日 南相馬市民情報交流センター（南相馬市） 参加者13名
「除染・復興活動に対しての労働安全衛生について」

講師：相馬労働基準監督署担当官

「労災保険について」

講師：草野有道会員

「社会保険について」

講師：亀井浩之会員



講師：相馬労働基準監督署担当官



講師：亀井浩之会員

【いわき】

平成24年11月27日 スパリゾートハワイアンズ（いわき市） 参加者19名、相談2件
「ハワイアンズの歴史と復興の歩み」

～ハワイアンズ経営のバックボーン～

講師：常磐興産（株）

顧問 坂本 征夫 氏

「ふくしま産業復興雇用支援助成金について」

講師：福島県商工労働部

雇用労政課担当者



講師：常磐興産（株）顧問 坂本征夫 氏

福島県社会保険労務士会 東日本大震災復興支援事業 中小企業復興支援セミナー			
日時	平成24年11月27日(火) 13:00~16:00		
場所	スパリゾート ハワイアンズ		
第1部	13:00~14:35 「ハワイアンズの歴史と復興の歩み」 ～ハワイアンズ経営のバックボーン～ 講師 常磐興産担当者 坂本征夫 氏 ハワイアンズの歴史と震災後ハワイアンズの復旧・復興をいかに成し遂げ たのか、テレビ等で紹介された「カガール」活動以外のハワイアンズの 取り組みなどを紹介し、今後のいわき市の復興・復興をえらます。		
第2部	14:40~15:20 「ふくしま産業復興雇用支援助成金について」 講師 福島県商工労働部労政課担当者 福島県である福島県の復興をえらため、震災後福島の雇用をした本 県内企業32社様(会員企業11社+225万円)支援する助成金です。 この助成金の概要、申請にあたっての留意事項などを説明します。		
第3部	15:25~16:00 相談会 相談員 社会保険労務士 会員の労務相談や雇用、労働問題、助成金、資金などのご相談をお受けし ます。		
定員	60名		
申込期間	11月20日(火)まで		
問合せ・申込先	福島県社会保険労務士会 TEL. 024-535-4430 下記の申込用紙に必要事項を記入のうえ、下記の書類へFAXにてお申込みください。 FAX. 024-534-5432		
中小企業復興支援セミナー参加申込書			
氏名			
事業所名			
事業所住所			
連絡先	TEL. () -	相談	口有 口無

いわき民報 平成 24 年 11 月 20 日掲載



【郡山】

平成24年12月 6 日 ホテルハマツ（郡山市） 参加者46名 相談1件

「核害のまちに生きる」 講師：桑野協立病院院長 坪井正夫 氏

「ふくしま産業復興雇用支援助成金について」 講師：福島県商工労働部雇用労政課担当者

「雇用関係助成金について」 講師：郡山公共安定所担当者

【福島】

平成25年 2 月 8 日 ホテル福島グリーンパレス（福島市） 参加者82名

「東日本大震災・原発事故と報道」 講師：福島民報社 論説委員長 鈴木 久氏

「ふくしま産業復興雇用支援助成金について」 講師：福島県商工労働部雇用労政課担当者

「雇用関係助成金について」 講師：福島公共安定所担当者

「労働契約法・高年齢雇用安定法等の改正に伴う就業規則等の見直しについて」 講師：宍戸宏行会員



講師：福島民報社

論説委員長 鈴木 久氏



セミナー風景

【広報】 県会ホームページ掲載（平成 25 年 1 月 31 日）
福島民報・民友新聞広告掲載（平成 24 年 11 月 11 日）
いわき民報新聞広告掲載（平成 24 年 11 月 20 日）
福島民友新聞 郡山版記事（平成 24 年 12 月 3 日）
いわき、郡山、福島商工会議所会報へのチラシ折込（平成 25 年 1 月 1 日）
郡山ウィークリー広告掲載（平成 24 年 12 月 1 日号） 12,000 部
福島民報・日経への新聞折込広告（郡山：平成 24 年 11 月 28 日 29,250 部、
福島：平成 25 年 1 月 24 日 29,850 部）

福島民報 平成24年11月11日掲載

4. 認証ADR機関「社労士会労働紛争解決センター福島」

東日本大震災及び福島第一原発事故への支援として、平成24年7月13日（理事会決議の日）から平成26年7月12日までの2年間（以後、令和4年7月12日まで継続中）、申立費用（申立人負担10,500円）及び手続費用（被申立人負担5,250円）を無料とした。

5. 福島県震災遭児等家庭相談支援事業（相談対策整備）

平成23年度の福島県の委託事業「福島県震災遺児等家庭相談支援事業」について、委託期間以降の平成24年度においても相談対象家庭からの問合せ、手続き後の説明、また未手続き分の手続き等を行った。平成24年度の実績等の詳細については、16ページを参照

6. 高校生支援セミナー

平成24年度におけるサテライト校における高校生支援セミナーの実施は下記のとおりであった。

実施校 双葉高校（いわき明星大）

浪江津島校（安達高校）

相馬農業飯館校（福島明成高校）

平成25年度

2013年4月～2014年3月

1. 無料相談会

無料相談会 184回
 総相談件数 107件
 協力会員 71名（延236名）
 相談員研修 2回 受講者延14名
 平成25年4月19日 事務局 受講者6名
 10月7日 いわき産業創造館 受講者8名

(1) 支部における無料相談会

福島支部 7回 相談件数9件 協力会員25名（延28名）
 郡山支部 1回 相談件数1件 協力会員7名
 いわき支部 1回 相談件数1件 協力会員5名
 白河支部 1回 相談件数4件 協力会員10名

支 部	市町村	相談日	場 所	相談件数	協力会員数
福 島	飯舘村	11月21日	松川第一仮設住宅	1	5
		11月23日	旧明治小仮設住宅	0	3
		11月23日	旧飯野小仮設住宅	1	3
		11月28日	松川第二仮設住宅	1	5
		12月 7 日	旧松川小仮設住宅	2	5
		12月 7 日	伊達東仮設住宅	1	4
		12月 8 日	国見上野台仮設住宅	3	3
郡 山	川内村	11月13日	ビッグパレットふくしま (川内村集会所)	1	7
いわき	大熊町	10月 8 日	大熊町役場いわき出張所	1	5
白 河		11月10日	マイタウン白河	4	10
			10回	15件	延50名

(2) 消費者庁の支援事業（専門家派遣事業）による無料相談会

相馬市 48回（毎週火曜日）13:00～15:00
 相談件数 11件
 協力会員 3名（延48名）
 二本松市（法テラス二本松） 49回（毎週火曜日）
 10:00～16:00（1月から10:30～15:30）
 相談件数 41件
 協力会員 19名（延49名）
 セミナー 1月21日 講師：立島孝（福島）会員 参加者14名
 広野町（法テラスふたば） 15回（8月22日から開始 第2・4木曜日）
 10:00～16:00（1月から10:30～15:30）

相談件数 5件
協力会員 9名 (延15名)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相馬市	回数	5	4	4	5	3	4	4	4	4	4	3	4	48
	件数	0	1	2	1	1	0	0	1	1	1	1	2	11
法テラス 二本松	回数	5	4	4	5	4	4	4	4	4	4	3	4	49
	件数	3	3	4	4	3	4	1	5	4	5	2	3	41
法テラス ふたば	回数					1	2	2	2	2	2	2	2	15
	件数					0	0	1	2	0	1	0	1	5
協力会員延数		10	8	8	10	8	10	10	10	10	10	8	10	112

(3) 年金・労働総合相談所

いわき市役所 12回 毎月第3火曜日 10:00～15:00

相談件数 5件

協力会員 11名 (延12名)

平成25年8月29日 いわき民報広告掲載

年金・労働総合相談所 (事務局)

50回 毎週水曜日 13:00～17:00

相談件数 45件

協力会員 23名 (延62名) ※第4水曜日は、2名体制

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
いわき 市役所	回数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	件数	1	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	5
相談所	回数	4	5	4	5	3	4	5	4	4	4	4	4	50
	件数	4	4	4	4	1	5	5	2	5	3	4	4	45
協力会員延数		6	7	6	7	5	6	7	6	6	6	6	6	74

2. 復興支援セミナー (無料相談会)

開催回数 5回

総参加者数 121名

総相談件数 3件

協力会員 29名

【郡山】

平成26年2月5日 ビッグパレットふくしま (郡山市) 参加者24名 相談0件

「うつ病の真実」 講師: こおりやまほっとクリニック

院長 白潟 光男 氏

「除染業務の注意点」 講師: 郡山労働基準監督署担当官

「雇用関係助成金」 講師: 郡山公共職業安定所担当者

【福島】

平成26年2月7日 コラッセふくしま (福島市) 参加者48名 相談1件

「伸びる会社の労働条件・労働時間管理の要点」

講師：特定社会保険労務士 岩崎 仁弥 氏

【相馬】

平成26年2月12日 南相馬市民情報交流センター（南相馬市）参加者13名 相談0件

「除染業務の注意点」 講師：相馬労働基準監督署担当官

「建設業における労災保険について」 講師：草野智正会員

「建設業における社会保険について」 講師：鈴木慎太郎会員

【いわき】

平成26年2月21日 いわき産業創造館（いわき市） 参加者18名、相談2件

「建設業の社会保険適用について」 講師：鈴木麻衣子会員

「除染作業における労務管理について」 講師：小前典子会員

【会津】

平成26年3月15日 アピオスペース（会津若松市） 参加者18名、相談0件

「これだけは知っておきたい労働法～グレーゾーンとその対応」

講師：弁護士 倉重 公太朗 氏

「社会保険労務士の役割について」

講師：福島県社会保険労務士会会长 金子昌明

3. 東日本大震災報告書発行 平成26年2月12日発行（500部作成）

配布先：会員、連合会、46都道府県会、県内関係行政機関、関係士業他
県内59市町村、国会議員、見舞金寄贈者

4. 連合会主催東日本大震災復興支援講演会への協力

平成26年3月13日 スパリゾートハワイアンズ（いわき市）

オープニング 福島県伝統芸能「山木屋太鼓」

山木屋太鼓 ソロ演奏者 遠藤 元気 氏

特別ライブ 社労士バンドWORKERS！

講演 「企業再生における経営理念の重要性」

アサヒビール株式会社 名誉顧問 中條 高徳 氏

参加者 154名 うち福島県会会員等31名、一般参加者28名、連合会・他県会95名

一般・他県会参加者に「東日本大震災報告書」を配付（120部作成）



山木屋太鼓 遠藤元気 氏



社労士バンドWORKERS！

平成26年度

2014年4月～2015年3月

1. 無料相談会

無料相談会回数 188回

総相談件数 184件

協力会員 51名 (延214名)

相談員研修 平成26年6月24日 コラッセふくしま 受講者35名

(1) 年金・労働総合相談所の拡大

いわき市役所 12回 毎月第3火曜日

相談件数 12件

協力会員 11名 (延12名)

年金・労働総合相談所 (事務局)

49回 毎週水曜日

相談件数 64件

協力会員 21名 (延61名) ※第4水曜日は、2名体制

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
いわき市役所	回数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	件数	1	0	1	1	0	1	1	0	1	2	2	2	12
相談所	回数	5	4	4	5	3	4	5	4	4	4	3	4	49
	件数	5	2	7	9	6	6	2	6	4	4	8	5	64
協力会員延数		7	6	6	7	5	6	7	6	6	6	5	6	73

(2) 金融機関との連携 (街角の年金相談センター福島協力)

6回 (東邦銀行4回、大東銀行1回、福島県商工信用組合1回)

相談件数 41件 (年金37件、労働4件)

協力会員 11名 (延13名)

開催日時	場所	内容	相談員	相談件数
9月2日	東邦銀行/原町支店	年金	会員1名、街角1名	年金5件
9月11日	大東銀行/本店	年金・労働	会員4名、街角1名	年金3件・労働2件
10月2日	県信組合/南福島支店	年金	会員1名、街角1名	年金16件
12月10日	東邦銀行/本店営業部	年金・労働	会員3名、街角1名	年金6件・労働0件
12月11日	東邦銀行/郡山営業部	年金・労働	会員3名、街角1名	年金3件・労働1件
12月17日	東邦銀行/白河支店	年金・労働	会員1名、街角1名	年金4件・労働1件

(3) 医療機関との連携 (街角の年金相談センター福島協力)

平成27年1月27日 福島県立医科大学附属病院 (福島市)

【相談会】 10:00～16:00

相談件数 4件 (年金3件、労働1件)

協力会員 3名

街角センター 1名



相談員：左から渡邊浩美、諸橋千恵子会員、渡邊センター長、管野泰寛会員
(福島県立医大病院 臨床腫瘍センター内)

【セミナー】13:00～15:00

「障害・厚生（基礎）年金の手続について」講師：杉原正雄（福島）

「退職後の医療保険等について」

講師：丹治 勉（福島）

参加者 12名



講師：杉原正雄会員

（4）地域との連携（街角の年金相談センター福島協力）

平成27年2月13日 いわき市立中央台公民館（いわき市）

【相談会】 13:30～17:00

相談件数 11件（年金件、労働件）

協力会員 3名

街角センター 1名

【セミナー】 13:30～16:10

「心の健康チェックポイント」

講師：会津中央病院救命救急センター心療内科医師 村山 浩之 氏

「障害年金の手続について」 講師：菊地紀男（いわき）

参加者 8名

（5）消費者庁「専門家派遣事業」への相談員派遣

相馬市 47回（毎週火曜日）

相談件数 15件

協力会員 4名（延47名）

二本松市（法テラス二本松） 48回（毎週火曜日）

相談件数 30件

協力会員 21名（延48名）

広野町（法テラスふたば） 24回（第2・4木曜日）

相談件数 7件

協力会員 12名（延24名）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相馬市	回数	4	3	4	5	3	4	4	4	3	4	4	5	47
	件数	2	4	1	0	0	1	2	1	1	1	1	1	15
法テラス 二本松	回数	4	3	4	5	4	4	4	4	3	4	4	5	48
	件数	1	0	4	6	3	4	4	1	3	2	0	2	30
法テラス ふたば	回数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	件数	1	0	3	0	1	0	1	0	0	1	0	0	7
協力会員延数		10	8	10	12	9	10	10	10	8	10	10	12	119

2. 企業向けセミナー

（1）建設業向け「雇用管理セミナー」（建設業における労務管理改善に関するセミナー）

平成26年11月7日 ビッグパレットふくしま（郡山市）

「雇用契約と就業規則」 講師：村山敦子（福島）

「労働時間管理と賃金」 講師：蛭田邦栄（白河）

「社会保険と労働保険」 講師：渡部裕之（郡山）

共催 福島県建設業協会（処遇改善に関するアドバイザリー業務と連携）

後援 福島労働局

参加者 37名

相談件数 2件



講師：蛭田会員



セミナー風景

（2）一般向け「雇用管理セミナー」

平成27年3月13日 いわき産業創造館（L A T O V）（いわき市）

「原発事故・原発避難の現在とその社会的影響—福島の復興を問う」

講師：いわき明星大学人文学部現代社会学科准教授 高木竜輔氏

「雇用契約と就業規則」 講師：塩澤龍造（いわき）

参加者 14名

相談件数 3件

協力会員 4名

平成27年度

2015年4月～2016年3月

1. 無料相談会

無料相談会回数 178回

総相談件数 161件

協力会員 48名 (延188名)

相談員研修 平成27年7月9日 コラッセふくしま 受講者12名

(1) 年金・労働総合相談所の拡大

いわき市役所 12回 (第3火曜日) 相談 13件

協力会員 11名 (延12名)

総合相談所 (事務局) 48回 (毎週水曜日) 相談 85件

協力会員 22名 (延58名) ※第4水曜日は、2名体制

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
いわき市役所	回数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	件数	1	1	0	1	2	1	1	1	3	0	0	2	13
相談所	回数	4	3	4	5	4	4	4	4	3	4	4	5	48
	件数	11	7	4	6	3	8	8	4	8	6	7	12	84
協力会員延数		6	5	6	7	6	5	6	6	4	6	6	7	70

(2) 消費者庁「専門家派遣事業」への相談員派遣

相馬市 47回 (毎週火曜日) 相談 16件

協力会員 3名 (延47名)

法テラス二本松 48回 (毎週火曜日) 相談 42件

協力会員 27名 (延48名)

法テラスふたば 23回 (第2・4木曜日) 相談 5件

協力会員 13名 (延23名)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相馬市	回数	4	3	5	4	3	4	4	3	4	4	4	5	47
	件数	1	0	2	1	0	1	1	1	3	0	3	3	16
法テラス二本松	回数	4	3	5	4	4	4	4	3	4	4	4	5	48
	件数	1	1	4	4	1	4	5	4	8	4	3	3	42
法テラスふたば	回数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	23
	件数	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	1	1	5
協力会員延数		10	8	12	10	9	10	10	8	10	10	9	12	118

2. セミナー

(1) 事業主向け「労務管理セミナー」の実施

平成27年12月 4日 (福島テルサ)

「過重労働防止の労働時間管理」 講師：丹治 勘 (福島)

「職場のメンタルヘルス」 講師：日本産業カウンセラー協会東北支部
産業カウンセラー 太宰 伸夫 氏

参加者：55名

相談件数：3件

相談員：3名



セミナー風景



講師：太宰伸夫氏

(2) メンタルヘルスセミナー・相談会の実施

平成28年3月29日 (いわき産業創造館)

「メンタルヘルス～心の健康のチェックポイント～」

講師：社会保険労務士・心療内科医師 村山浩之 (会津)

「ストレスチェック制度に関する基礎」

講師：日本産業カウンセラー協会東北支部
産業カウンセラー 太宰 伸夫 氏

「ドームいわきベースからいわきの未来を考える」

講師：株式会社ドームサプライチェーン本部
チームリーダー 木村 秀穎 氏

参加者：54名

相談件数：2件

相談員：3名

平成28年度

2016年4月～2017年3月

1. 復興講演会の開催

平成29年3月9日（南相馬市民文化会館「ゆめはっと」）

参加者136名（一般107名、会員等29名）

第1部 今こそ創造的復興を

～新たな思考を産業振興の中にどう取り込むか～

講師 一般社団法人福島県中小企業診断協会 会長 渡辺 正彦 氏

第2部 福島における放射性廃棄物のリサイクル化が可能になった

～福島県の環境回復迅速化のために～

講師 東京大学先端科学技術研究センター教授

東京大学アイソトープ総合センターセンター長 児玉 龍彦 氏

後援 南相馬市

広報 新聞広告 平成29年2月23日 広告掲載（福島民報、福島民友）

2月25日 広告掲載（いわき民報）

2月27日 告知依頼（福島民報、福島民友）

2月28日 広告掲載（福島民友）

チラシ 118,500部作成

新聞折込 相双地区 28,350部×3回

（平成29年2月12日、25日、3月3日）

南相馬市 広報誌折込 19,528部

南相馬市教育委員会（保育園・幼稚園、小学校、中学校） 5,245部

相馬市教育委員会（幼稚園、小学校、中学校） 3,132部

相馬商工会議所等関係機関の機関誌折込、配布



会場風景



講師：児玉龍彦教授

2. 事業再開・再生支援事業への協力

官民合同チームが行う避難している事業主が事業を再開・再生の際の支援事業に協力した。

専門家登録 13名

支援依頼 2件（南相馬市2件）

3. 無料相談会

無料相談会回数	179回
総相談件数	123件
協力会員	69名（延190名）

(1) 社労士会総合相談所の拡大

社労士会総合相談所（事務局） 49回（毎週水曜日） 相談61件

協力会員 17名（延60名） ※第4水曜日は、2名体制

いわき市役所 12回（第3火曜日） 相談13件

協力会員 11名（延12名）

広報 平成28年10月5日 いわき民報 広告掲載

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談所	回数	4	3	5	4	5	4	4	4	4	3	4	5	49
	件数	4	3	9	5	4	7	3	1	7	7	5	6	61
いわき市役所	回数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	件数	2	2	1	1	2	0	1	2	0	2	0	0	13
協力会員延数		6	5	7	6	7	6	6	5	6	5	6	7	72

(2) 行政機関等との連携（消費者庁「専門家派遣事業」）

相馬市 47回（4月～10月4日火曜日、10月13日～3月木曜日） 相談5件

協力会員 3名（延47名）

法テラス二本松 50回（毎週火曜日） 相談34件

協力会員 25名（延50名）

法テラスふたば 21回（第2・4木曜日） 相談10件

協力会員 13名（延21名）

【実績】（相談件数及び協力会員数）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相馬市	回数	4	4	4	4	3	4	4	3	4	4	4	5	47
	件数	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	5
法テラス二本松	回数	4	4	4	4	5	4	4	5	4	4	4	4	50
	件数	2	6	2	1	0	1	2	6	6	1	4	3	34
法テラスふたば	回数	1	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2	21
	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	3	2	10
協力会員延数		10	10	10	10	9	9	10	10	10	10	10	11	118

※相馬市役所：8/30台風のため中止

4. 災害協定締結の推進

【災害協定の締結】

福島県 平成28年8月18日 郡山市 平成28年3月16日

福島市 平成28年10月27日 会津若松市 平成29年1月19日

【自治体等への要請】

白河市（平成28年10月19日）、須賀川市（平成28年10月28日）、いわき市（平成28年12月1日）

【ボランティア相談員】 会員48名

平成29年度

2017年4月～2018年3月

1. 復興講演会の開催

平成30年2月1日 (とうほう・みんなの文化センター 小ホール)
 基調講演 ～福島県民へのメッセージ～
 講師 読売新聞特別編集委員 橋本五郎 氏

参加者 278名 (一般243名、会員等35名) 事前申込者数: 364名

後援 13団体

広報 新聞広告 平成29年12月17日 広告掲載 (福島民報、福島民友)
 平成30年1月13日 広告掲載 (リビング新聞)

新聞告知 平成30年1月17日 告知依頼 (福島民報、福島民友)
 1月19日 告知掲載 (福島民友)
 1月26日 告知掲載 (福島民友情報紙「ふくしまゆう」)
 1月27日 告知掲載 (リビング新聞)

ポスター 140部作成

チラシ 177,890部作成
 新聞折込 平成30年1月21日 福島市内70,800部
 1月28日 福島市内70,800部 (定員のため折込中止)

関係行政・団体等配布 12,295部
 (福島市、伊達市、二本松市、桑折町、国見町、県北地区商工会、後援先等)

福島市教育委員会 22,890部 (小学校、中学校)

市政だより等 福島市1月号、国見町1月19日号「お知らせ版」
 ホームページ バナー作成

講師：橋本五郎氏



2. 事業再開・再生支援事業への協力

登録専門家 13名
 支援依頼 5件 (双葉町、富岡町2件、二本松市、南相馬市)

3. 無料相談会

無料相談会回数 182回
 総相談件数 157件
 協力会員 69名 (延193名)

(1) 社労士会総合相談所の拡大

社労士会総合相談所 (事務局) 48回 (毎週水曜日) 相談71件

協力会員 14名 (延59名) ※第4水曜日は、2名体制
 いわき市役所 12回 (第3火曜日) 相談9件
 協力会員 11名 (延12名)

【実績】(相談件数及び協力会員数)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談所	回数	4	4	4	4	4	4	4	5	4	4	4	3	48
	件数	4	12	10	5	2	8	3	7	6	3	7	4	71
いわき 市役所	回数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	件数	3	1	0	0	0	1	2	1	0	1	0	0	9
協力会員延数		6	6	6	6	6	6	6	7	6	5	6	5	71

※第4水曜日は2名

(2) 行政機関等との連携(消費者庁「専門家派遣事業」)

相馬市 48回 (毎週木曜日) 相談16件
 協力会員 3名 (延48名)
 法テラス二本松 51回 (毎週火曜日) 相談40件
 協力会員 24名 (延51名)
 法テラスふたば 23回 (第2・4木曜日) 相談21件
 協力会員 17名 (延23名)

【実績】(相談件数及び協力会員数)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相馬市	回数	4	3	5	4	5	4	4	4	3	3	4	5	48
	件数	1	0	4	0	0	2	0	1	3	1	1	3	16
法テラス 二本松	回数	4	5	4	4	5	4	5	4	4	4	4	4	51
	件数	0	5	5	3	4	1	1	3	4	7	5	2	40
法テラス ふたば	回数	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	23
	件数	1	0	1	2	2	2	1	2	2	1	2	5	21
協力会員延数		10	10	11	10	12	10	11	9	9	9	10	11	122

4. 災害協定等締結の推進

【災害協定書締結】

いわき市(平成29年5月17日)、白河市(平成29年10月13日)、
 南相馬市(平成30年2月21日)、伊達市(平成30年3月15日)

【災害協定書に基づく活動】

ボランティア相談員 49名
 平成29年8月27日 平成29年度福島県総合防災訓練(福島県警察機動センター)
 平成30年2月2日 災害応援協定ネットワーク会議(県庁)

【災害協定・復興支援を含む協定書締結】

福島民友新聞株式会社(平成29年11月8日)
 福島労働局(平成30年1月24日)

【自治体等への要請】

相馬市(平成29年11月16日)、二本松市・本宮市(平成30年1月18日)、
 喜多方市(平成30年1月12日)、田村市(平成30年1月23日)、須賀川市(平成30年1月18日)
 福島県社会福祉協議会(平成29年8月3日、平成30年3月9日)
 福島民報(平成29年11月17日)

平成30年度

2018年4月～2019年3月

1. 事業再開・再生支援事業への協力

登録専門家 11名

支援依頼 13件 いわき市3件、南相馬市3件、浪江町3件、富岡町2件、
檜葉町1件、広野町1件

2. 無料相談会

無料相談会回数 176回

総相談件数 142件

協力会員 65名（延188名）

(1) 社労士会総合相談所の拡大

社労士会総合相談所（事務局） 50回（毎週水曜日） 相談74件

協力会員 13名（延62名） ※第4水曜日は、2名体制

いわき市役所 12回（第3火曜日） 相談9件

協力会員 9名（延12名）

【実績】（相談件数及び協力会員数）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談所	回数	4	5	4	4	4	4	5	4	4	4	4	4	50
	件数	8	8	4	7	7	6	6	7	6	5	5	5	74
いわき市役所	回数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	件数	0	1	1	1	0	0	0	1	1	2	0	2	9
協力会員延数	6	7	6	6	6	6	6	7	6	6	6	6	6	74

※第4水曜日は2名

(2) 行政機関等との連携（消費者庁「専門家派遣事業」）

相馬市 47回（毎週木曜日） 相談6件

協力会員 4名（延47名）

法テラス二本松 43回（毎週火曜日） 相談47件

協力会員 26名（延43名）

法テラスふたば 24回（第2・4木曜日） 相談6件

協力会員 13名（延24名）

【実績】（相談件数及び協力会員数）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相馬市	回数	4	4	4	4	4	4	3	5	4	4	4	3	47
	件数	1	0	1	0	0	0	0	1	2	0	0	1	6
法テラス 二本松	回数	4	4	4	4	4	2	4	4	3	3	3	4	43
	件数	4	5	7	3	3	2	4	3	4	5	6	1	47

法テラス	回数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
ふたば	件数	1	0	1	0	1	0	0	0	2	1	0	6
協力会員延数		10	10	10	10	10	8	9	11	9	9	9	114

3. 災害協定等締結の推進

【災害協定書締結】

二本松市（平成30年5月10日）、喜多方市（平成30年5月22日）

福島県社会福祉協議会（平成30年6月13日）

【災害協定書に基づく活動】

ボランティア相談員 63名

平成30年9月2日 福島県総合防災訓練（田村市運動公園）

平成31年1月25日 福島県災害時応援協定に基づく通信連絡訓練（事務局）

1月31日 福島県災害応援協定ネットワーク会議（県庁）

【自治体等への要請】

二本松市（平成30年5月7日）

令和元年度 (平成31年・令和元年) 2019年4月～2020年3月

1. 復興講演会の開催

令和元年5月25日 (ふくしん夢の音楽堂 小ホール)

第1部 基調講演「福島の食と農を考える」

「食と農」から考える復興～福島大学食農学類の目指すもの～

講師 福島大学 食農学類 教授 小山 良太 氏

第2部 合唱 「福島の未来へエール！」

福島県立福島高等学校合唱部

福島県立橘高等学校合唱部

日本大学東北高等学校合唱部

参加者 185名 (一般163名、会員等22名)

後援 18団体

広報 新聞広告 4月21日 広告掲載 (福島民報、福島民友)

新聞告知 5月17日 告知依頼 (福島民報、福島民友)

5月19日 告知掲載 (福島民報)

5月22日 告知掲載 (福島民友)

チラシ 89,950部作成

新聞折込 5月11日 福島市内 70,950部

会員、関係行政・団体等配布 14,230部

(福島市、伊達市、二本松市、桑折町、国見町、県北地区商工会、後援先等)

福島高校、橘高校、日本大学東北高校 3,500部

ホームページ バナー作成

福島中央郵便局 デジタルサイネージ広告

東京2020応援プログラム参画

日大東北高校



講師 :

小山良太教授



橘高校



福島高校



2. 事業再開・再生支援事業への協力

登録専門家 11名

支援依頼 1件 (南相馬市)

3. 無料相談会

無料相談会回数 173回

総相談件数 122件

協力会員 63名 (延185名)

(1) 社労士会総合相談所の拡大

社労士会総合相談所（事務局） 49回（毎週水曜日） 相談65件

協力会員 10名（延61名） ※第4水曜日は、2名体制

いわき市役所 12回（第3火曜日） 相談15件

協力会員 9名（延12名）

【実績】（相談件数及び協力会員数）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談所	回数	4	4	4	5	3	4	5	4	4	4	4	4	49
	件数	5	7	9	5	0	5	4	5	6	10	6	3	65
いわき 市役所	回数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	件数	0	0	3	2	4	2	1	1	1	0	0	1	15
協力会員延数		6	6	6	7	5	6	7	6	6	6	6	6	73

※第4水曜日は2名

(2) 行政機関等との連携（消費者庁「専門家派遣事業」）

相馬市 48回（毎週木曜日） 相談6件

協力会員 4名（延48名）

法テラス二本松 40回（毎週火曜日） 相談30件

協力会員 28名（延40名）

法テラスふたば 24回（第2・4木曜日） 相談6件

協力会員 12名（延24名）

【実績】（相談件数及び協力会員数）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相馬市	回数	4	4	4	4	4	4	5	4	4	4	4	4	48
	件数	0	1	1	0	0	1	0	1	0	1	1	0	6
法テラス 二本松	回数	4	3	4	4	3	2	3	3	4	3	2	5	40
	件数	7	5	5	2	0	0	0	4	1	0	2	4	30
法テラス ふたば	回数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24
	件数	1	0	0	0	0	0	0	1	3	0	1	0	6
協力会員延数		10	9	10	10	9	8	10	9	10	9	8	11	113

4. 災害協定等締結の推進

【災害協定書に基づく活動】

ボランティア相談員 68名

令和元年8月25日 会津若松市総合防災訓練（会津若松市立北会津中学校）

10月26日 福島県総合防災訓練（アクアマリンパーク）※台風19号被害のため中止

台風19号被害に対する支援（福島県、福島県社会福祉協議会）

令和元年10月18日 ホットライン（無料電話相談）の設置

台風19号被害に対する支援等の情報提供

協定締結市（福島市、二本松市、伊達市、郡山市、会津若松市、喜多方市、

いわき市、南相馬市、白河市）、本宮市、須賀川市、相馬市

新型コロナウイルス感染症による災害支援（福島県）

令和2年3月3日 ホットライン（無料電話相談）の設置

新型コロナウイルス感染症による災害支援に関する協定締結市への情報提供

福島市、郡山市、いわき市、会津若松市、喜多方市、伊達市、二本松市、

白河市、南相馬市

令和2年度

2020年4月～2021年3月

1. 事業再開・再生支援事業への協力

登録専門家 14名
 支援依頼 3件 (南相馬市2件、いわき市)
 雇用調整助成金申請支援業務登録専門家 19名

2. 無料相談会

無料相談会回数 168回
 総相談件数 138件
 協力会員 53名 (延180名)

(1) 社労士会総合相談所の拡大

社労士会総合相談所 (事務局) 50回 (毎週水曜日) 相談79件
 協力会員 9名 (延62名) ※第4水曜日は、2名体制
 いわき市役所 12回 (第3火曜日) 相談6件
 協力会員 10名 (延12名)

【実績】(相談件数及び協力会員数)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談所	回数	4	3	4	5	4	5	4	4	4	4	4	5	50
	件数	4	7	7	4	5	10	5	5	6	8	9	9	79
いわき市役所	回数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	件数	1	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	1	15
協力会員延数		6	5	6	7	6	7	6	6	6	6	6	7	74

※第4水曜日は2名

(2) 行政機関等との連携 (消費者庁「専門家派遣事業」)

相馬市 48回 (毎週木曜日) 相談3件
 協力会員 4名 (延48名)
 法テラス二本松 39回 (毎週火曜日) 相談34件
 協力会員 20名 (延39名)
 法テラスふたば 19回 (第2・4木曜日) 相談7件
 協力会員 10名 (延19名)

【実績】(相談件数及び協力会員数)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相馬市	回数	5	4	4	4	3	4	5	4	4	4	3	4	48
	件数	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	3
法テラス	回数	2	0	5	4	3	4	4	2	4	3	3	5	39
	件数	1	0	4	4	2	5	4	2	1	5	2	4	34

法テラス	回数	1	0	2	1	2	2	2	2	2	1	2	19
ふたば	件数	0	0	1	0	0	0	1	0	1	2	1	7
協力会員延数	10	8	4	11	9	8	10	11	8	10	9	7	106

※新型コロナウイルス感染症のため法テラス二本松の4~5月6回 法テラスふたばの4~5月3回は中止

※新型コロナウイルス感染症のため相馬市の4~5月は電話相談

3. 災害協定等締結の推進

【災害協定・復興支援を含む協定書締結】

株式会社ラジオ福島（令和2年5月1日）

【災害協定書に基づく活動】

ボランティア相談員 59名

新型コロナウイルス感染症による災害支援（福島県）

ホットライン（無料電話相談）の継続設置

新型コロナウイルス感染症による災害支援に関する協定締結市への情報提供

福島市、郡山市、いわき市、会津若松市、喜多方市、伊達市、二本松市、
白河市、南相馬市

4. 講演会

令和2年6月27日（Jヴィレッジホテル）に予定するが、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため延期とする。

令和3年5月30日（いわきワシントンホテル椿山荘）にあらためて開催を予定するが、福島県独自の非常事態宣言発令を受け、5月14日に中止を決定した。



III 義援金、支援等

義援金、支援等

1. 義援金

(1) 連合会への義援金

全国社会保険労務士会連合会が全国の社労士会に義援金の募集（一口 2,000円）を行い、会員・職員28名から192,000円が集まり、平成23年5月20日に連合会に送金した。

(2) 県会による義援金

被災会員支援の募金を支部に呼びかけ、集まった義援金663,650円をいわき支部、相馬支部に均等（331,825円）に配分した。

福島支部	360,650円	郡山支部	103,000円
会津支部	100,000円	白河支部	100,000円

2. 連合会会費の減免及び見舞金

(1) 連合会会費の減免

連合会より大震災による被災した県会として、平成23年度連合会会費3ヶ月分減免。

(2) 他県会等からの見舞金等

平成23年3月～平成24年3月 2,940,000円

連合会	200,000円	香川会	100,000円
北海道・東北地協	100,000円	長野会諏訪支部有志	100,000円
山形会	100,000円	会員19名、他9名	
埼玉会	300,000円	長野会伊那支部	100,000円
東京会	430,000円	海野要三様（静岡会）	30,000円
福井会	100,000円	大野 実様（東京会）	20,000円
三重会	350,000円	久禮和彦様（東京会）	20,000円
京都会	50,000円	白石多賀子様（東京会）	20,000円
大阪会	100,000円	前田昭博様（東京会）	20,000円
兵庫会	700,000円	匿名（埼玉会会員）	100,000円

新潟会より日本酒6本他、連合会、多くの都道府県会より電話、文書によるお見舞いが寄せられた。

平成25年6月29日 中国・四国地域協議会 100,000円

<来県・来局によるお見舞い>

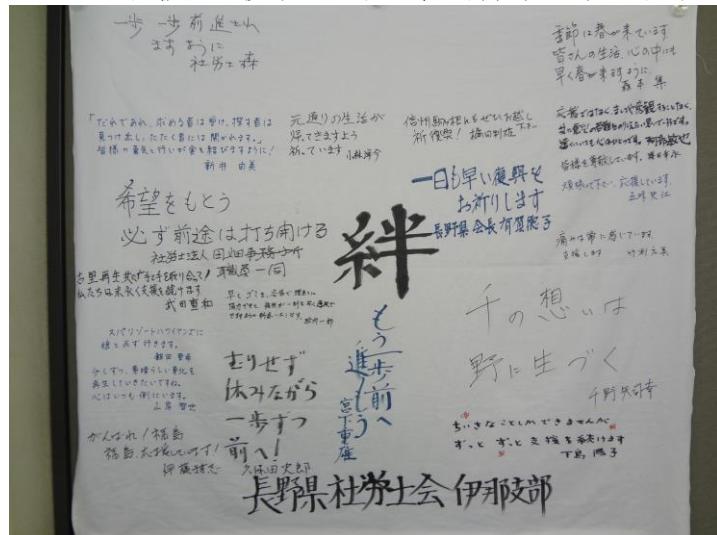
平成23年5月12日 香川県会 大谷義雄会長来局

5月27日 全国政連 堀谷義明会長来局

8月19日 東京都会 大野実副会長、久禮和彦副会長、白石多賀子副会長、
前田昭博副会長来局、飯館・相馬地区被災地視察
8月25日 連合会 金田修会長来局、意見交換

平成24年3月19日 長野県会伊那支部

いわき地区被災地視察 宮下重雄支部長他10名が来局



長野県会伊那支部の皆さまからの激励の寄せ書き

平成25年6月29～30日 中国・四国地域協議会

相馬・新地地区被災地視察 大谷義雄会長他33名

10月4～5日 長野県諏訪支部

いわき地区被災地視察 山田博志支部長他14名

平成26年9月24日 千葉県船橋支部

いわき・双葉地区被災地視察 川口厚志支部長他21名

10月11日 埼玉県浦和支部

いわき・双葉地区被災地視察 永島良一支部長他21名

3. 会員の被災状況と支援

(1) 会員の被災状況、見舞金等の配分

連合会が全国の会員に呼びかけて募集した義援金は、平成23年9月30日現在で連合会の下記支給基準により39名の被災会員に配分、また前記他県会等からの見舞金は、理事会で基準を設け38名の被災会員に配分した。※複数の支給基準に該当する場合、支給額の高いほうから支給そして、県会慶弔規程により22名の会員に見舞金をおくった。

支給基準	連合会からの見舞金			県会への義援金 からの見舞金			県会慶弔規程による 見舞金		
	人数	単価	金額	人数	単価	金額	人数	単価	金額
住居・事務所全壊、 大規模半壊（所有）	4	500,000	2,000,000	4	100,000	400,000	4	10,000	40,000

住居・事務所全壊、 大規模半壊（賃貸）	1	300,000	300,000	1	100,000	100,000	1	10,000	10,000
住居・事務所半壊	12	200,000	2,400,000	12	50,000	600,000			
住居・事務所一部損壊	4	150,000	600,000						
原発から 30 km 圏内、 計画的避難区域	18	200,000	3,600,000	17	50,000	850,000	17	10,000	170,000
売上減少 30%以上				4	100,000	400,000			
売上減少 10%以上 30%未満				0	50,000	0			
合計	39		8,900,000	38		2,350,000	22		220,000

(2) 会費の減免

東日本大震災及び福島第一原発事故による被災会員の会費減免について理事会で基準を定め、直接被災した会員21名からの申請を受け6ヶ月～1年間の会費の減免を行った。

平成24年度は、会員5名、平成25年度は会員1名からの申請を受け各年、1年間の会費の減免を行った。

（東日本大震災被害による会費減免基準）

- (1) 会員の自宅又は事務所が全壊もしくは大規模半壊の場合……1年間
- (2) 会員の自宅又は事務所が福島第一原発から半径 30 km 圏内又は計画的避難区域の場合……1年間
- (3) 会員の関与先が直接の被害にあい、契約解除が生じ、30%以上の売上減があった場合……1年間
- (4) 会員の関与先が直接の被害にあい、契約解除が生じ、10%以上 30%未満の売上減があった場合……6ヶ月
<売上減少率の算出方法>
100% - (3月～5月の社労士業務の売上額の月平均額 ÷ 平成22年の確定申告額（社労士業務）の月平均額) × 100 = 減少率%

(3) 被災会員等への支援

避難会員に対し、県会の無料相談会等の支援事業、行政機関における専門家等の配置・増員について、積極的に案内を行った。

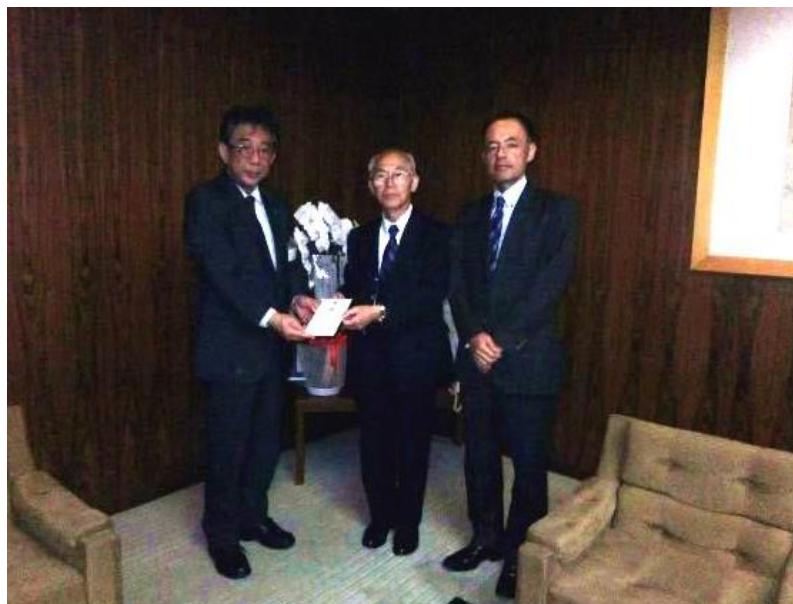
- ・社労士業務の補助の紹介
- ・他県会社労士事務所における被災会員の求人等の紹介
- ・行政における求人の会員への紹介
- ・県会受託事業における事業従事者を依頼

4. 連合会から被災市町村への寄付金

平成23年6月11日現在死亡者100名以上の市町村であるいわき市、相馬市、南相馬市に対し、連合会からの寄付金として100万円の目録を贈呈。

平成23年11月14日 いわき市（11月16日振込）

12月 6 日 南相馬市、相馬市（12月 7 日振込）



平成23年11月14日 いわき市
伊東正晃副市長（左）に贈呈
鈴木健夫会長（中央）、
宍戸宏行副会長（右）

平成23年11月14日 相馬市
立谷秀清市長（中央）に贈呈
鈴木健夫会長（左）、
草野有道常任理事（右）



平成 23 年 11 月 14 日南相馬市
財務課 櫻井様（右）に贈呈
鈴木健夫会長（中央）、
草野有道常任理事（左）

IV 東日本大震災及び 東京電力福島第一原子力発電所事故

新聞記事（福島民報、福島民友）

東日本大震災の状況

東京電力福島第一原子力発電所事故の状況

平成 23 (2011) 年 3 月 12 日 福島民友 1 面

平成 23 (2011) 年 3 月 17 日 福島民報 1 面

8版★ 第41941号

2011年(平成23年)3月17日(木曜日)

元 島 民 報

2011年(平成23年)3月17日(木曜日)

1

原発危機 依然続く



福島第一

3号機白煙、4号機また火災 きょうにも地上から注水



2011(平成23年)

3月17日

木曜日

発行所
福島民報社「郵便番号」
361-0002郵便番号
361-0002電話番号
020-803344

福島民報社

3月17日

木曜日

福島民報

福島民報ホームページ
http://www.minfo.jp/

読者センター 020-803344

福島民報

平成 23 (2011) 年 3 月 20 日 福島民友 1 面

福島県の東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故の状況

東日本大震災の日時

3月11日 14時46分

三陸沖を震源とする巨大地震 (北緯38度06分2秒、東経142度51分6秒)

地震規模 マグニチュード9.0 震源の深さ 約24km

県内主な市町村の震度

福島市	6弱	飯舘村	6弱	新地町	6強	双葉町	6強	会津若松市	5強
伊達市	6弱	川俣町	6弱	相馬市	6弱	大熊町	6強	喜多方市	5強
二本松市	6弱	大玉村	5強	南相馬市	6弱	富岡町	6強	猪苗代町	6弱
本宮市	6弱	三春町	5強	浪江町	6強	楢葉町	6強	湯川村	5強
郡山市	6弱	鏡石町	6強	泉崎村	5強	広野町	6弱	会津美里町	5強
須賀川市	6強	天栄村	6強	玉川村	6弱	葛尾村	5強	会津坂下町	5強
田村市	6弱	小野町	6弱	石川町	5強	川内村	6弱	磐梯町	5強
白河市	6強	平田村	5強	古殿町	5強	いわき市	6弱		
国見町	6強	矢吹町	6弱	中島村	6弱	棚倉町	6弱		
桑折町	6弱	西郷村	6弱	浅川町	6弱	矢祭町	5強		

津波の高さ

相馬	9.3m以上	大熊 (第一原発周辺)	14~15.0m	いわき	6.2m
仙台空港周辺	12m	石巻市(鮎川)	8.6m以上	女川(漁港)	14.8m 陸前高田(市民体育館) 15.8m(推定)

(これは、機器による観測値で、津波の遡上高は別)

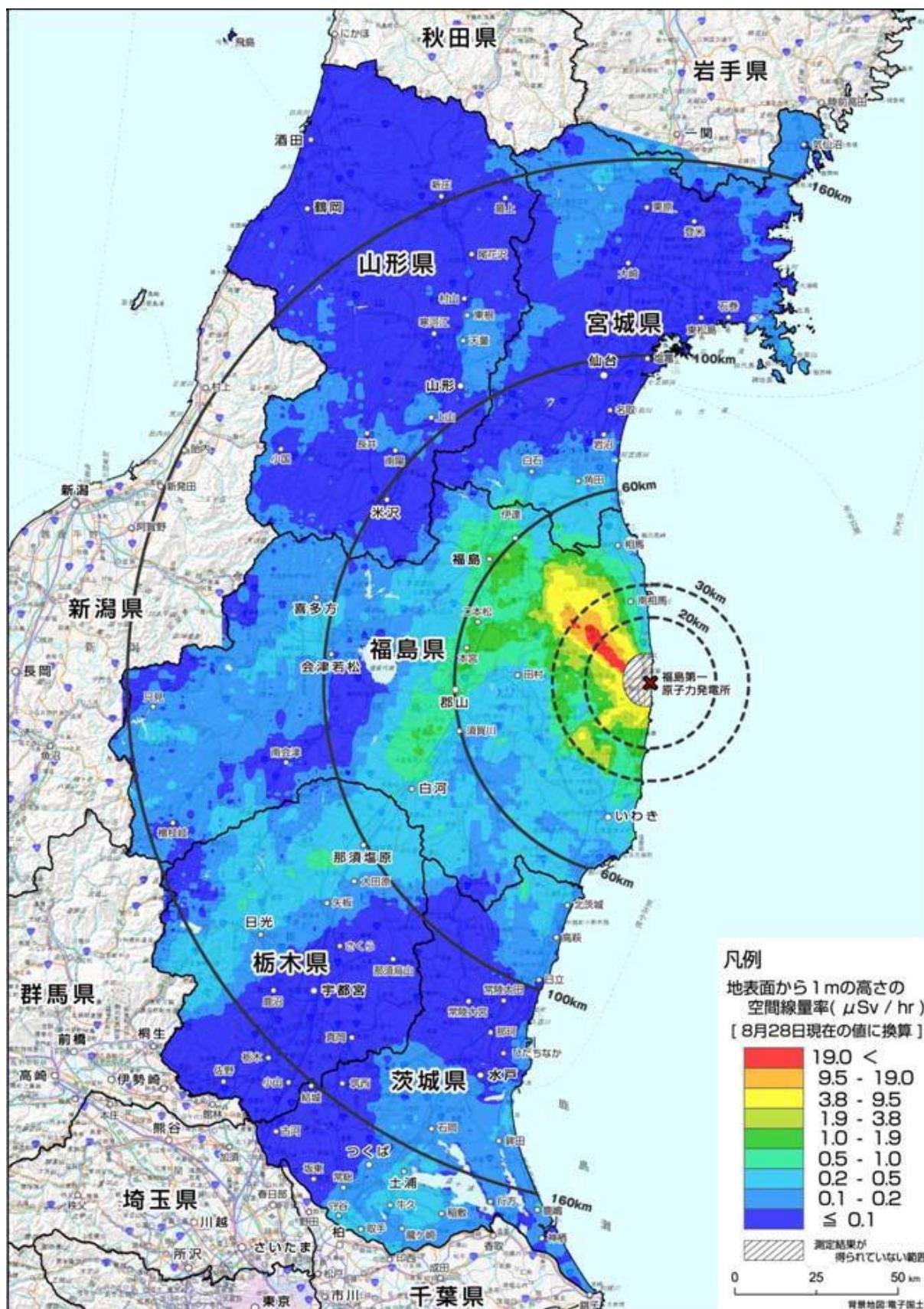
東京電力福島第一原子力発電所事故の状況とその後

2011年3月11日	福島第一原発にて「原子力緊急事態宣言」発令 福島第一原発から半径3km以内の住民に避難指示、半径10km圏内に屋内退避指示
3月12日	避難指示区域を半径10kmに拡大 福島第二原発にて「原子力緊急事態宣言」発令、半径10km圏内に避難指示 福島第一原発1号機が水素爆発 避難指示区域を半径20km以内に拡大
3月14日	福島第一原発3号機が水素爆発
3月15日	福島第一原発2号機で爆発音、4号機が水素爆発 福島第一原発から半径20~30kmの住民に屋内退避指示
3月16日	福島第一原発4号機で再び出火
3月18日	福島第一原発1~3号機を「レベル5」と暫定評価
3月21日	ホウレンソウ、原乳等出荷制限
3月25日	福島第一原発から半径20~30km「屋内退避」の対象市町村に自主避難を要請
4月20日	コウナゴ出荷制限
4月21日	応急仮設住宅への入居開始
4月22日	福島第一原発周辺を以下のとおり指定 「警戒区域」20km圏内で住民の立ち入りを禁じる地域 「計画的避難区域」20kmの外側で放射性物質の累積量が高い地域 「緊急時避難準備区域」20~30km圏内で計画的避難区域に入らない地域
6月27日	ホールボディカウンターによる内部被ばく検査開始
7月19日	肉用牛の出荷停止 (県内牛の全頭検査)
9月30日	緊急時避難準備区域が解除
10月9日	県民調査 18歳以下の甲状腺検査開始
2012年4月1日	警戒区域と計画的避難区域の一部を避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域に見直し
8月25日	コメの全量全袋検査開始 (2019年まで継続)
2018年3月19日	帰還困難区域を除く県内の面的除染が全て終了

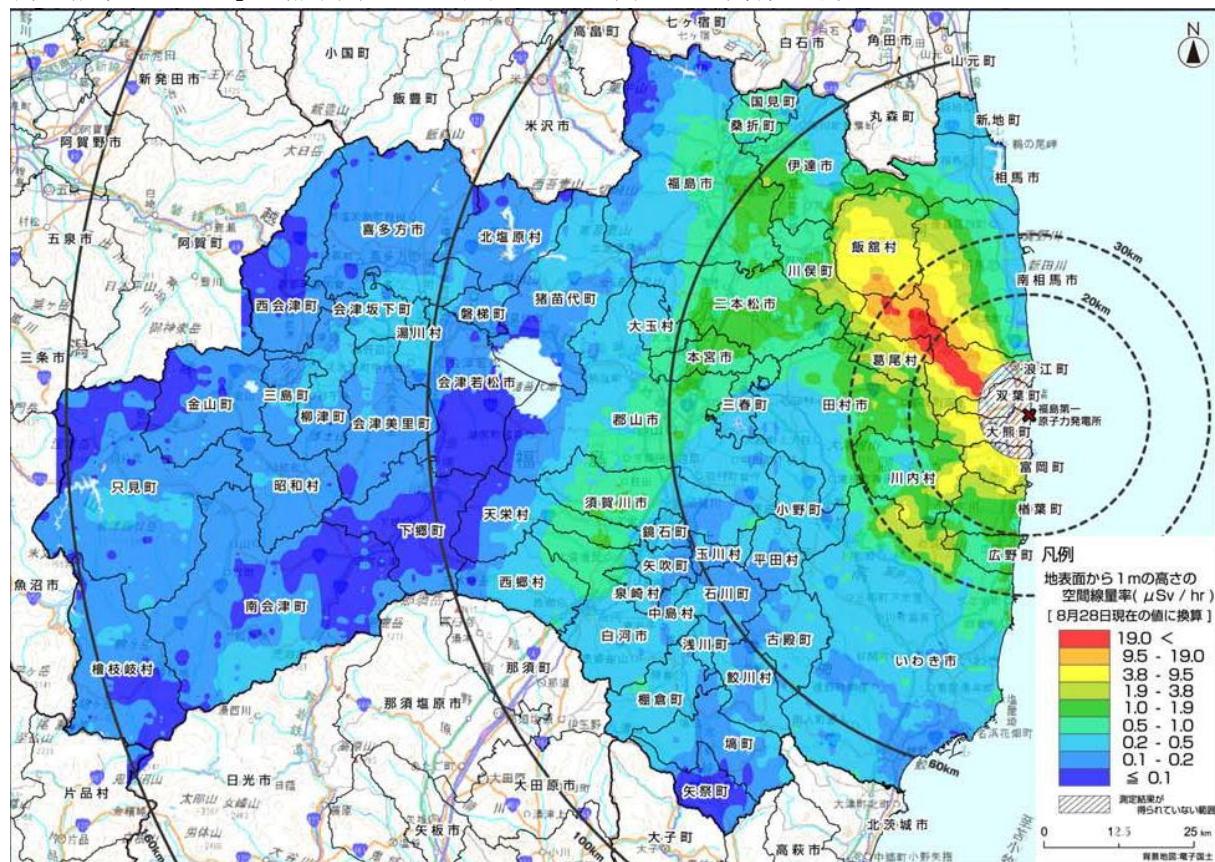
出典：文部科学省

平成23年9月12日付け「文部科学省による福島県西部の航空機モニタリングの測定結果について」
(文部科学省がこれまでに測定してきた範囲及び福島県西部における地表面から1m高さの空間線量率) より

測定実施日 8月16日～28日



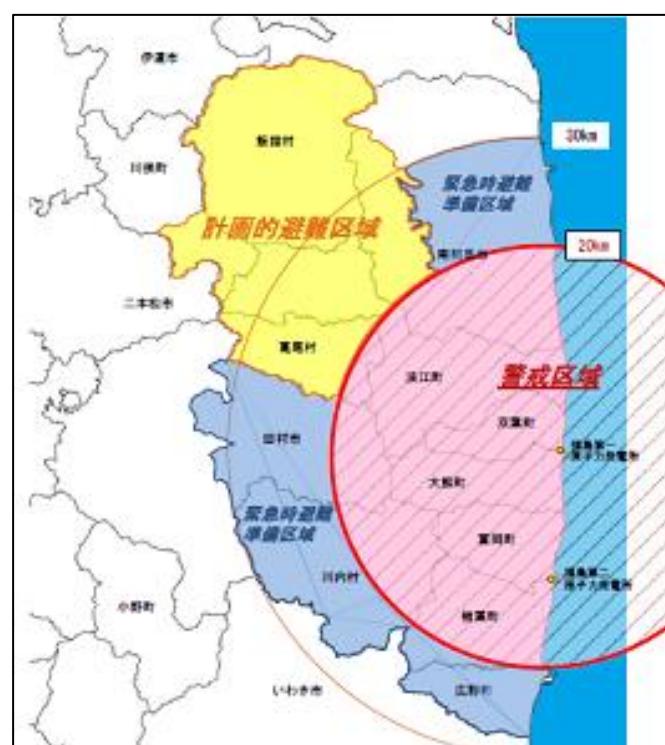
出典：文部科学省 平成23年9月12日付け「文部科学省による福島県西部の航空機モニタリングの測定結果について」（福島県内の地表面から1m高さの空間線量率）より



ふくしま復興ステーション

ふくしま復興ステーション URL <http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal>

避難区域の状況（平成 23 年 4 月 22 日時点）



警戒区域

富岡町、大熊町、双葉町の全域、田村市、南相馬市、楢葉町、川内村、浪江町、葛尾村の一部

計画的避難区域

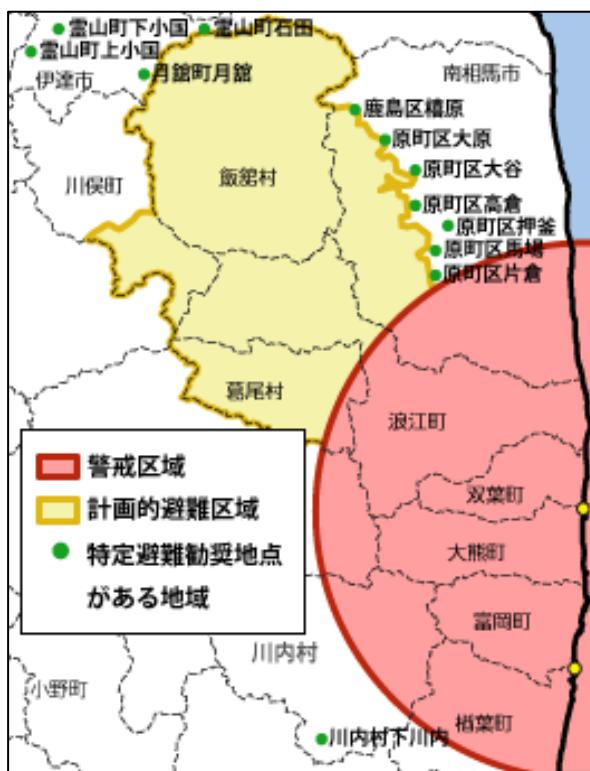
浪江町、葛尾村の警戒区域を除いた区域、飯館村全域、南相馬市の警戒区域を除いた一部、川俣町の一部

緊急時避難準備区域

広野町・楢葉町・川内村、および田村市と南相馬市の一部のうち、福島第一原子力発電所から半径 20 km 圏外の地域

（平成 23 年 9 月 30 日に解除）

避難区域の状況（平成23年9月30日時点）



(平成24年4月1日時点)



出典：左 経済産業省作成の資料をもとに福島県が加工したもの、右 経済産業省

平成23年9月30日時点

「警戒区域」や「計画的避難区域」以外でも、風向きや地形によって、事故後1年間の積算線量が20ミリシーベルト以上になると予想された地域（ホットスポット）は「特定避難勧奨地点」として、国が避難を促した。（平成26年12月28日に全て解除）

原子炉の状況や放射線量の調査結果から安全を確認し、住民の生活環境の復旧目途（復旧計画）が決められ、平成23年9月30日に解除

平成24年4月1日時点

原子炉が冷却停止状態であることがわかると、住民の帰還に向けた環境整備と、地域の復興再生を進めるため、「警戒区域」と「計画的避難区域」の一部を年間積算線量の状況に応じて、更に3つの区域に見直しした。（平成24年4月1日）

年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実と確認された区域は、住民の方が帰れる準備をするため「避難指示解除準備区域」になった。区域の中への立入りが柔軟に認められるようになって、住民の一時帰宅（宿泊は禁止）や病院・福祉施設、店舗等の一部の事業や営農が再開できるようになった。

次に、年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあって、引き続き避難の継続が求められる地域は「居住制限区域」とされた。住民の一時帰宅や道路などの復旧のための立入りができるようになった。

最後に、年間積算線量が50ミリシーベルトを超えて、5年間たっても年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれがある区域は、「帰還困難区域」として引き続き避難の徹底を求めている。

避難区域の状況(令和2年3月10日時点)



令和2年3月10日時点

避難指示区域の見直しにより、かつての「警戒区域」や「計画的避難区域」は、「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」のいずれかに見直された。

その後、田村市の都路地区、川内村、楢葉町、葛尾村(一部地域を除く)、南相馬市(一部地域を除く)、川俣町の山木屋地区、飯舘村(一部地域を除く)、浪江町(一部地域を除く)、富岡町(一部地域を除く)、大熊町(一部地域を除く)、そして双葉町(一部地域を除く)の避難指示解除が行われ、徐々に住民の方が帰れる区域が増えてきている。

出典：経済産業省作成の資料をもとに福島県が加工したもの

○:立ち入り等可 △:条件付き（注 参照） X:不可

放射線量から見た各区域の考え方	物理的な防護措置による立入制限の有無	立入り等				
		主要道路における通過交通	住民の方の一時的な帰宅	公益を目的とした立入り	区域内で認められる立入り等に付随する又は準じる作業の実施のための立入り	区域内での宿泊
帰還困難区域 事故後6年間を経過してもなお、空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある地域(2012年3月時点での推定年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域)	有	△ (注1, 注2)	△ (注1)	△ (注1)	△ (注1)	X
居住制限区域 空間線量率から推定された年間積算線量(2012年3月時点)が20ミリシーベルトを超えるおそれがあると確認された地域	無	○	○	○	○	△ (注3)
避難指示解除準備区域 空間線量率から推定された年間積算線量(2012年3月時点)が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域	無	○	○	○	○	△ (注3)

三区域すべてにおいて引き続き避難指示が出されており、**帰還困難区域**においては、物理的な防護措置(バリケード)により立入りを制限しています。
居住制限区域、避難指示解除準備区域については、日中の立入りに制限はありませんが、関係者以外の立入りは控えてもらうようお願いしています。

(注1) 市町村長が通行証を発行した場合等に、実施可能です。

(注2) 一部の主要幹線道路については、通行証の確認が不要で通行可能です。

(注3) 特例宿泊や準備宿泊等、例外的に宿泊を可能とする制度があります。

V 写真で見る震災から現在

福島民報社発刊「東日本大震災原発事故ふくしま1年の記録」より

いわき市久之浜・四倉地区

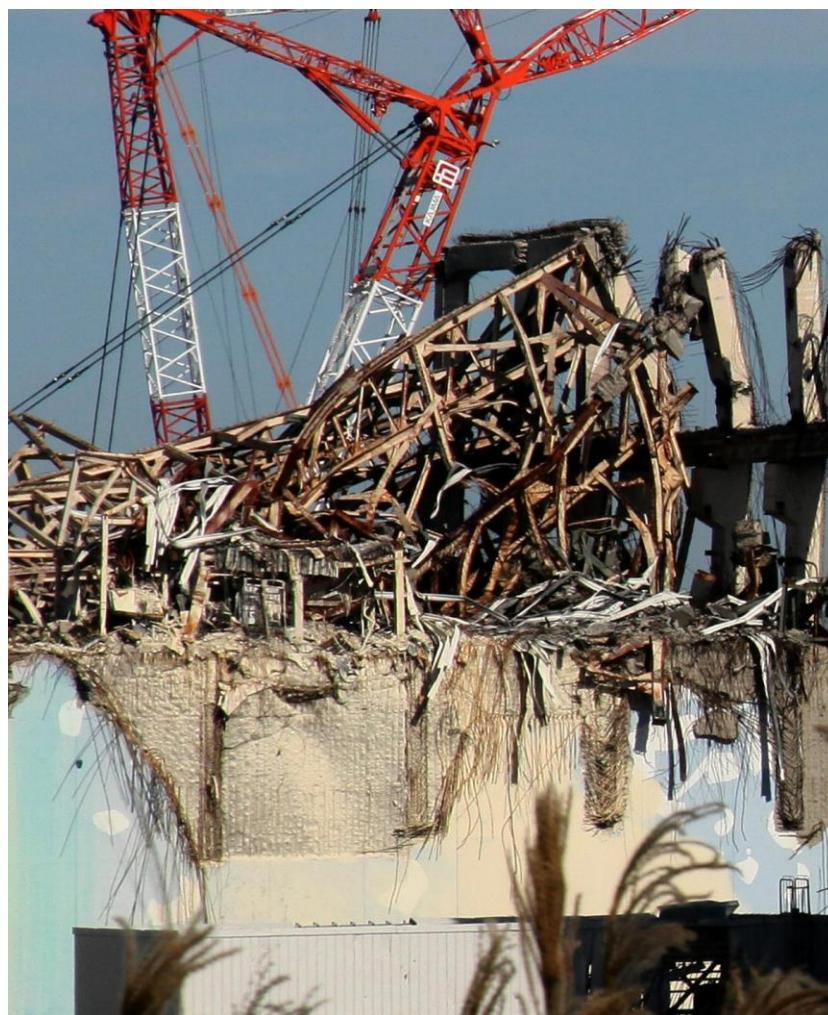
新地町・相馬市・南相馬市地区

東日本大震災原発事故

平成24年3月11日発行 福島民報社「東日本大震災原発事故 ふくしま1年の記録」より



平成23(2011)年3月16日に上空から撮影された3号機の原子炉建屋。上部は原形をとどめず白煙が上がる



平成23(2011)年11月12日撮影
爆発で原子炉建屋が大きく破損
した3号機。風雨にさらされた鉄
骨は赤茶けている



平成23(2011)年12月8日

国は避難区域での本格的な除染に取り組む前に、12月から拠点となる役場の除染を実施した。富岡町役場では自衛隊員約300人が重機で芝生の除去などに当たった



平成23(2011)年10月31日、

桑折町

伊達地方の特産品のあんぽ柿は高い放射性セシウムのため生産自粛となった。放射線の低減のため、樹皮の洗浄実験が行われた



平成23(2011)年11月14日

県民健康管理調査の一環である子どもの甲状腺の全県巡回検査が川俣町から始まった。超音波エコー機器でしこりの有無を調べた

いわき市 久之浜・四倉地区

撮影:中目敏雄会員(いわき支部)

<平成23(2011)年3月11日>



川の堤防を越えて住宅地へ海水が流れ込む



久之浜立地区

左手にある電柱は変わらずあるが、令和3年現在、当時の家屋は今はない

久之浜北町地区

津波の後の火事
翌朝まで延焼は続いた



久之浜町後地区

堤防・道路が決壊・崩落し、ガードレールの基礎が宙ぶらりの状態

久之浜町後地区

大久川の陰儀橋
県道「久之浜港線」
駅方面に向かって見る
津波が引いた後に
残された物、者



3. 11から10年の大久川の陰儀橋
河川の堤防、橋も整備された
奥は駅方面、左手下ると久之浜港方面

右：四倉港手前 国道 6 号沿

船が打ち上げられ、折り重なって、
漁業用の網や道具が絡まる

海岸に散乱、残されたテトラポット
左奥に行くと波立海岸

久之浜海水浴場



平成23（2011）年3月12日（翌日）の状況



久之浜中町地区



四倉消防署付近
国道6号沿

久之浜東町
稻荷秋葉神社

平成25（2013）年（2年後）の様子



焦土と化した久之浜北町一帯



平成25年



令和 3 年



県道久之浜港線との交差点付近

手前：久之浜駅、奥に向かって四倉地区

平成25年



令和 3 年

道路奥に向かって久之浜港

震災以後、道路も整備され、家屋も建ち並び新たな生活が始まっている。

県道久之浜港線との交差点付近

新地町～相馬港（相馬市）

撮影：菱沼直子会員（福島支部）

<震災後 2～3カ月>



新地町役場付近から見た
釣師浜方面一帯



松川浦地区

追川の住宅路地に打ち上げられた漁船

松川浦
川口稻荷神社付近



松川浦マリーナ付近



相馬市札ノ沢付近

新地町、相馬市、南相馬市

撮影：草野智正会員（相馬支部）

令和3(2021)年現在



鵜ノ尾岬 相馬港側より



奇跡の一本松跡地案内板



高架化された常磐線 新地駅北側



松川浦大橋 松川浦より



松川浦大洲海岸道路 鵜ノ尾燈台方面



新築された新地駅



相馬市磯部地区太陽光発電所



釣師浜公園より見た新地駅 左側はフットサル場



南相馬市鹿島区北海老付近



南相馬市鹿島区万葉の里風力発電所全景



南相馬市鹿島区万葉の里風力発電所 南から北

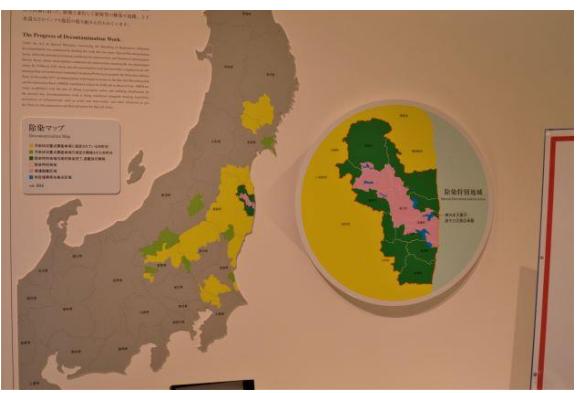
VI 後世に語り継ぐ取組みと 真の復興に向けて

東日本大震災・原子力災害 伝承館

東京電力廃炉資料館

中間貯蔵工事情報センター

<館内展示>





東京電力廃炉資料館

原子力事故の記憶と記録を残し、二度とこのような事故を起こさないための反省と教訓を伝承するために設置され、長期にわたる膨大な廃炉事業の全容を見る化し、その進捗をわかりやすく発信し、原子力事故を後世にお伝えしていくとともに、復興に向けた皆さまの安心につなげていくものです。

廃炉資料館URL https://www.tepco.co.jp/fukushima_hq/decommissioning_ac/

<所在地>

福島県双葉郡富岡町大字小浜字中央378 TEL0120-502-957

<パンフレット>

施設紹介



発電所周辺地域をはじめとした福島県の皆さま、そして国内外の多くの皆さまが、原子力事故の実態と廃炉事業の現状等をご確認いただける場として、「東京電力廃炉資料館」を当社施設である「旧エネルギー館」に設置いたしました。

原子力事故の記憶と記録を残し、二度とこのような事故を起こさないための反省と教訓を内外に伝承することは、当社が果たすべき責任の一つです。長期にわたる膨大な廃炉事業の全容を見る化し、その進捗をわかりやすく発信することは、国内外の英知の結果と努力を継続させていく上でも大切です。関係施設及び周辺地域等との連携を図るながら、原子力事故を後世にお伝えしていくとともに、復興に向けた皆さまの安心につなげるよう努めてまいります。



■ 1号機

出典：東京電力ホールディングス



2012年4月19日付で廃止。2011年3月11日の地震発生時は運転中。制御棒を挿入し「止める」ことに成功。その後、津波により電源を失い原子炉を「冷やす」ことができず、水素爆発により放射性物質を「閉じ込める」機能も喪失。今後の燃料取り出しに向け、建屋全体を覆う大型カバーを設置し、大型カバーの中で、ガレキ撤去等を行う計画。

■ 2号機

出典：東京電力ホールディングス



2012年4月19日付で廃止。2011年3月11日の地震発生時は運転中。制御棒を挿入し「止める」ことに成功。その後、津波により電源を失い原子炉を「冷やす」ことができなくなり、水素が発生。隣接する1号機の水素爆発の影響により原子炉建屋の壁の一部が破損したため、水素爆発まで至らなかった。オペレーティングフロアの調査結果をふまえ、原子炉建屋上部を解体せず、建屋南側に「燃料取り出し用構台（構台・前室）」を建設して建屋へアクセスし、燃料を搬出する工法に見直した。

■ 3号機

出典：東京電力ホールディングス



2012年4月19日付で廃止。2011年3月11日の地震発生時は運転中。制御棒を挿入し「止める」ことに成功。その後、津波により電源を失い原子炉を「冷やす」ことができず、水素爆発により放射性物質を「閉じ込める」機能も喪失。2019年4月に、使用済燃料プールからの燃料取り出し作業を開始し、2021年2月に使用済燃料プールにあった全ての燃料を建屋外に取り出し、リスクは大幅に低減。

■ 4号機

出典：東京電力ホールディングス



2012年4月19日付で廃止。2011年3月11日の地震発生時は定期検査のため運転停止中。そのため、原子炉内に燃料は無く、建屋内に隣接する使用済燃料プールに1,535本の燃料が存在していた。3号機からダクトを通じて流れ込んだ水素の影響で建屋は爆発したものの、2014年12月に使用済燃料プールにあった全ての燃料を建屋外に取り出し、リスクは大幅に低減。

中間貯蔵工事情報センター

中間貯蔵工事情報センターは環境省から委託を受けて中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）が運営しています。

中間貯蔵施設は、除染により発生した土壤等を最終処分するまでの間、安全かつ集中的に貯蔵するための施設です。

中間貯蔵工事情報センターでは、中間貯蔵施設や工事の映像、展示コーナーが設けられ、中間貯蔵施設工事（特に除去土壤等の輸送や施設整備工事）について、その概要、工事の進捗状況、安全への取組等を紹介しています。

また、中間貯蔵施設や飯舘村の環境再生事業の見学も行っています。

中間貯蔵工事情報センターURL

https://www.jesconet.co.jp/interim_infocenter/index.html

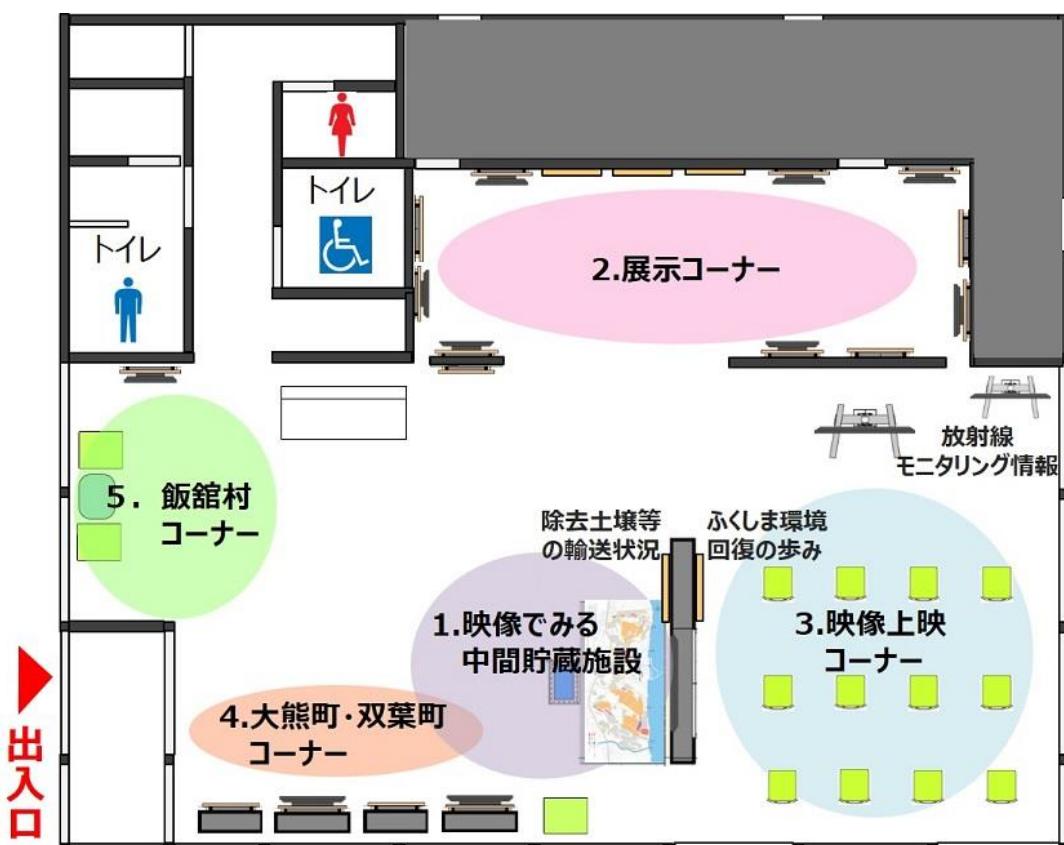


<所在地>

福島県双葉郡大熊町大字小入野字向畑256 TEL 0240-25-8377

JESCO H P より

<展示スペース>



JESCO H P より



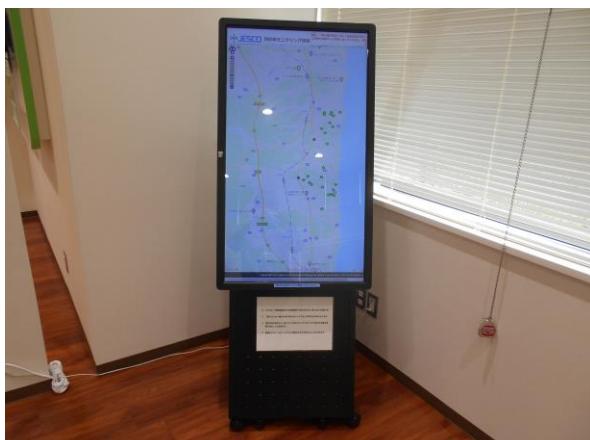
展示コーナー

中間貯蔵工事のそれぞれの段階（輸送、受入・分別施設、土壤貯蔵施設での処理、再生利用の取組等）の概要と最新の状況について、パネルとモニターを用いて紹介します。



大熊町・双葉町コーナー

中間貯蔵施設が立地する大熊町、双葉町の歴史、文化や復興に向けた取組などを、パネルとモニターを用いて紹介します。



映像で見る中間貯蔵施設

受入・分別施設や土壤貯蔵施設等のほか、地域の人の思い入れのある学校や神社等の地元の風景を、ドローン空撮映像によりご覧いただけます。



映像上映コーナー

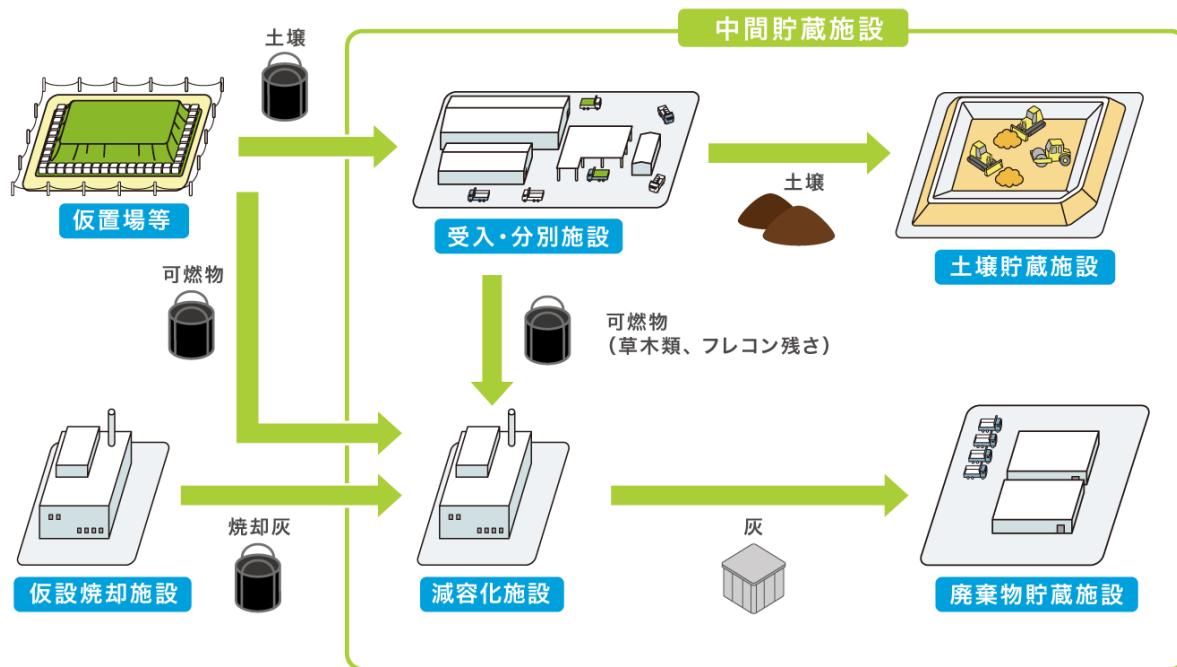
中間貯蔵工事の全体像（輸送から受入・分別施設や土壤貯蔵施設での処理等）を映像で紹介します。



放射線モニタリング情報

中間貯蔵施設の区域内の放射線モニタリング情報をご覧いただけます。

中間貯蔵施設事業の流れ：環境省パンフレットより



中間貯蔵施設への除去土壤等の輸送：環境省パンフレットより

はじめに

環境省や各自治体では、2011年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質を取り除く除染を行ってきました。このうち福島県では、除染により発生した土壤等を一定期間保管する中間貯蔵施設の整備を進めています。

福島県内には、除染により発生した大量の土壤や廃棄物が仮置場や住宅の敷地等に保管されており、その早期搬出が大きな課題となっています。このため、仮置場等から除去土壤等を一日も早く中間貯蔵施設に輸送する必要があります。

このパンフレットは、「輸送の基本原則」に基づき実施している中間貯蔵施設への除去土壤等の輸送について理解を深めていただくため、作成しました。

「輸送の基本原則」

- ①安全かつ確実に輸送を実施すること
- ②短期間かつ円滑に輸送を実施すること
- ③国民及び関係機関の理解と協力の下、輸送を実施すること

中間貯蔵施設への輸送の概要

仮置場からの搬出 → 輸送（一般道/高速道路） → 休憩施設（PA内駐車スペース） → 中間貯蔵施設への搬入 → 中間貯蔵施設からの車両退出

仮置場からの搬出

- 搬送には、主に10トンダンプトラックの大型車両を使用します。2019年度は、平均で1日2,400台程度の搬送を行います。
- 搬送車両は、搬送する除去土壤等の情報や輸送先等を記した輸送カードを携行して輸送します。

輸送（一般道/高速道路）

- 輸送は、通勤・通学の時間帯や渋滞等を避ける等、地域の状況に合わせて行います。
- 高速道路では、福島県警機動本部が高速道路の安全対策として進めている「ベースカー」としての役割も担いつつ、搬送速度を守り、十分な車両距離をとり、安全運行に努めています。

休憩施設（PA内駐車スペース）

- 都道府県の三春・猪俣、常磐道のならはパーキングエリアには、搬送車両専用の駐車スペースを設けており、ここで運転手が休憩をとり、車両点検するほか、飛急時にも駐車できるようになっています。

中間貯蔵施設への搬入

- 除去土壤等は、中間貯蔵施設に搬入されます。受入・分別施設では、土壤と東木等の可燃物を分別し、分別後の土壤は、土壌貯蔵施設に搬入して適切に管理します。

中間貯蔵施設からの車両退出

- 中間貯蔵施設において荷下ろしした輸送車両は、車両の放射線量を測定し、基準値を下回っていることを確認してから中間貯蔵施設から退場します。

仮置場の原状回復

- 仮置場に保管されている除去土壤等を搬出した後は、原状回復を行います。
- 原状回復では、跡地利用に影響をきたさないように、仮置場としての利用に伴い生じた形状変更を元に戻します。

写真：令和3(2021)年8月20日 双葉町中野地区見学時に草野智正会員（相馬支部）が撮影



写真：令和元(2019)年12月6日
中間貯蔵施設見学時に草野智正
会員（相馬支部）が撮影



毎日たくさんトラックが出入り



震災遺構：浪江町立請戸小学校

一学校概要一

1873（明治6）年、前身となる広業小学校が開校し、現在の校舎は8期目にあたる。7期目から8期目への移転に際しては、地元行政区・地権者の皆さま・小学校校舎改築推進協議会等地域の皆さまの協力をいただき平成10年3月16日に竣工式・開校式を迎えた。敷地面積：16,959m²

建物：校舎 RC造2階建 延床面積2,227m² 体育館 RC造2階建 延床面積876m² ほか

一 状 況 一

請戸小学校は海岸から300m程度の沿岸に位置している。2011年3月11日の東日本大震災による津波により、校舎は2階の床付近まで浸水し、1階は建具・内装・設備等が破壊された。（震災当時在籍していた児童は、発災時に下校していた1年生を含め、津波による難を逃れた。）【当時：1年生11名、2～6年生82名、教職員13名】

その後、長期に渡る原子力災害による避難指示期間を経て、一部危険な箇所の撤去や清掃が行われたが、大部分が震災当時の状況で残されている。

一 目 的 一

東日本大震災の地震・津波・原子力といった複合災害の被害を受けた浪江町において、被害の状況を目の当たりにできるよう震災遺構として整備し公開することで、災害の記憶を後世に伝承し、防災・減災意識の向上を図ることを目的とする。

【請戸小学校 沿革】

年 月	事 項
明治 6年 6月	請戸字本町にある浜谷善一氏宅に広業小学校創立
〃 7年 9月	※西暦1873年
〃 20年 4月	請戸尋常小学校と改称
昭和22年 4月	請戸村立請戸小学校と改称
〃 28年10月	浪江町立請戸小学校と改称
〃 49年 2月	創立100周年記念式典挙行
〃 56年 1月	東地区共同調理場発足
平成 8年11月	新校舎建設用地造成工事開始（請戸字持平地内）
〃 10年 3月	新校舎竣工・開校式（請戸字持平56番地に移転）
〃 10年 5月	新校舎落成記念式典挙行
〃 17年11月	特別支援教育対応校舎改築
〃 23年 3月	<p>【11日】東日本大震災、福島第一原子力発電所事故</p> <p>14:46 地震発生</p> <p>14:47 安全確保のため待機指示（校内放送）</p> <p>14:51 大津波警報発令確認（TV）</p> <p>14:52 児童の安全確認と避難指示（校内放送）</p> <p>14:54 教務主任先導で大平山に向けて避難開始（児童数82名）</p> <p>14:55 校長・教頭、保護者対応⇒児童との合流は大平山</p> <p>15:15 校長、保護者の来校が止まり大平山に向けて避難</p> <p>15:17 町教委担当者来校し、避難指示</p> <p>15:35 教頭、校舎最終確認後大平山に向けて避難</p> <p>15:37 津波により電気設備複合盤機能停止</p> <p>16:30 国道6号双葉町鴻の草地区到着</p> <p>16:40 運送業者大型トラック荷台でサンシャイン浪江へ</p> <p>【12日】東日本大震災および原発事故のため臨時休業</p>
〃 23年 4月	【14日】津波被災地区捜索活動開始（福島県警・消防署）
〃 23年 4月	【22日】「警戒区域」に設定（福島第一原子力発電所の半径20km圏内）
〃 23年 7月	卒業生を励ます会：福島市A・O・Z（アオウゼ）
〃 23年12月	元気だった会①：本宮市県農業総合センター
〃 24年 8月	元気だった会②：郡山市少年湖畔の村
〃 25年 4月	【1日】「避難指示解除準備区域」に再編される
〃 25年 7月	元気だった会③：猪苗代町総合体育館
〃 26年 8月	元気だった会④：猪苗代町農村改善センター
〃 28年12月	大規模清掃の実施
29年 3月	【31日】避難指示解除
〃 30年 8月	浪江町震災遺構検討委員会の設置
〃 31年 2月	【8日】上記委員会から震災遺構保存・活用に係る提言を受ける
〃 31年 3月	【31日】休校
令和 元年 8月	請戸小学校震災遺構基本・実施設計業務委託 着手
〃 2年 6月	請戸小学校震災遺構整備工事 着手
〃 3年 4月	【1日】閉校
〃 3年 10月	【24日】震災遺構一般公開開始予定

震災遺構 浪江町立請戸小学校 施設概要

(1) 施設の名称：震災遺構 浪江町立請戸小学校
 (2) 所在地：浪江町大字請戸字持平56
 (3) 駐車場台数：小型車20台、大型車5台、身障者用2台
 (4) 休館日：毎週火曜日 年末年始
 (5) 開館時間：9:30～16:30（最終入館16:00まで）
 (6) 施設概要：東日本大震災の脅威や教訓とともに地域の記憶や記録を後世に伝え、防災意識の向上に資するため、被災した町立請戸小学校を震災遺構として整備

【管理棟（新築）】

震災遺構整備にあたり、新たに建築 158.16m²（鉄骨平屋建）
 事務室、トイレ、展示コーナー（浪江町の沿革、請戸地区・請戸小の歴史、東日本大震災の状況など）

【校舎1階】

津波被災の爪痕を残す校舎をできる限りその当時のままの状態で保存。
 請戸小児童の避難状況を記録した、絵本「請戸小学校物語」（監修=NPO法人団塊のノーブル・オリジン）を視察ルートに添って紹介している。

【校舎2階】

4～6年生教室に震災関連資料の展示、
 • 大津波や原子力災害による被災状況を震災当時から数ヶ月間の町や請戸地区の動きを時系列に紹介
 • 震災前の請戸地区の模型や請戸小学校の思い出の品を展示
 • 請戸地区の方々の震災当日や、避難状況、現在の取り組みなどを映像により紹介

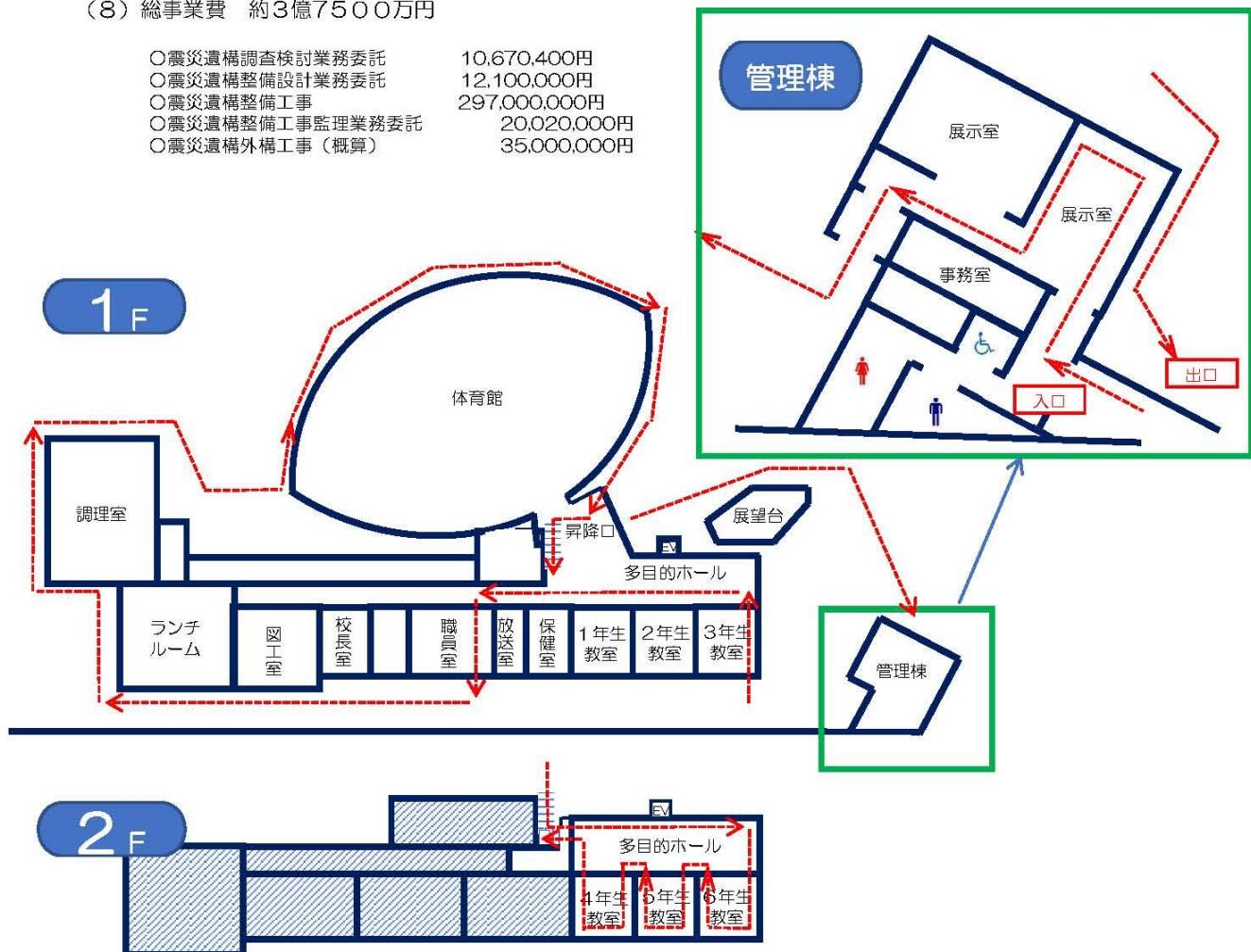
(7) 入館料

一 般	個人 300円	団体 250円
高 校 生	個人 200円	団体 150円
小・中 学 生	個人 100円	団体 50円

※「団体」は20名以上の場合

(8) 総事業費 約3億7500万円

○震災遺構調査検討業務委託	10,670,400円
○震災遺構整備設計業務委託	12,100,000円
○震災遺構整備工事	297,000,000円
○震災遺構整備工事監理業務委託	20,020,000円
○震災遺構外構工事（概算）	35,000,000円



東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故 10年の取り組み

発行 令和3年1月

福島県社会保険労務士会

〒960-8252 福島県福島市御山字三本松 19-3

TEL 024-535-4430 FAX 024-534-5432



編集 福島県社会保険労務士会災害対策本部

本部長 宮戸宏行

副本部長 中目敏雄

委員 田中竜夫、榎田哲士、草野智正、白岩裕和、真船あい

協力 全国社会保険労務士会連合会

印刷 陽光社印刷株式会社



福島県社会保険労務士会